

最近の家畜衛生をめぐる情勢について

平成28年7月
農林水産省
消費・安全局 動物衛生課

家畜伝染病の発生状況

- ・炭疽は清浄化が進展する一方で、ヨーネ病は依然として全国的に発生が確認。
- ・口蹄疫は、平成22年に宮崎県で発生したが、平成23年2月にOIEの定めるワクチン非接種清浄国に復帰。
- ・牛海綿状脳症(BSE)は、平成13年9月以降、計36例の発生が確認されたが、平成25年5月のOIE総会で「無視できるBSEリスク」の国に認定。
- ・豚コレラは、平成5年以降国内での発生は確認されておらず、平成27年5月のOIE総会で「豚コレラ清浄国」に認定。
- ・高病原性鳥インフルエンザは、平成26年4月に熊本県で発生が確認されたが、周辺地域で発生は確認されず、同年5月に移動制限解除。また、平成26年12月から平成27年1月にかけて宮崎県、山口県、岡山県及び佐賀県にて計5例の発生があったが、都道府県、関係省庁等と連携して防疫措置を完了し、平成27年4月にOIEに清浄化を宣言。

【主要な家畜伝染病の発生状況^{注1}の推移】

(単位：戸数)

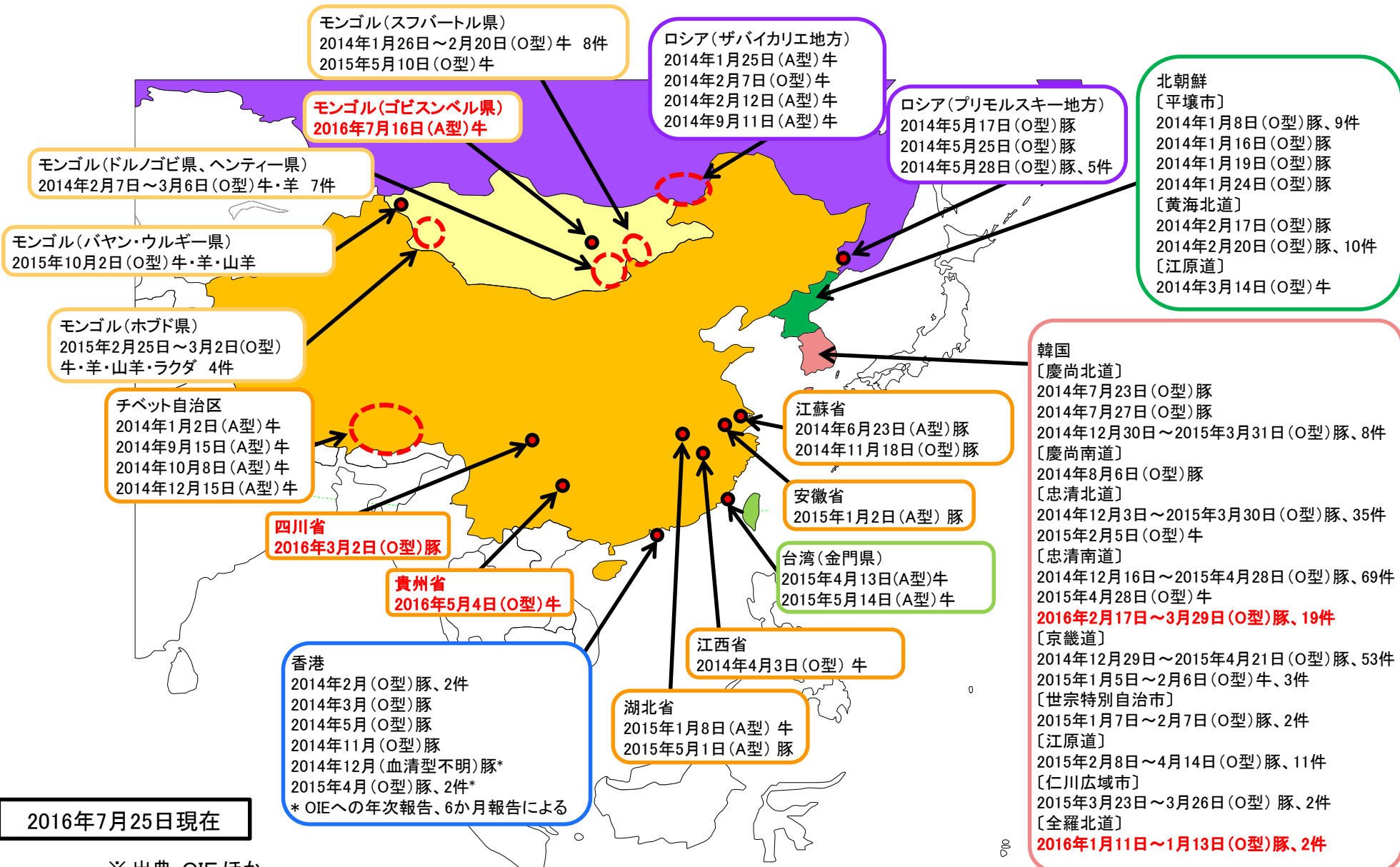
年（平成）	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
口蹄疫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	292	0	0	0	0	0
炭疽(牛)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
結核病(牛)	1	1	1	0	1	1	0	0	2	0	0	0	0	1	0
ヨーネ病(牛)	394	433	439	604	488	606	441	278	313	235	331	211	293	326	327
BSE(牛)	3	2	4	5	7	10	3	1	1	0	0	0	0	0	0
伝達性海綿状脳症(BSE以外)	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
豚コレラ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高病原性鳥インフルエンザ	0	0	0	5	0	0	4	0	0	1	23	0	0	4	2
低病原性鳥インフルエンザ ^{注2}	0	0	0	0	41	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0

資料：農林水産省消費・安全局「家畜伝染病の発生状況」

注1：家畜伝染病予防法第13条第1項の規定による患畜届出件数（ただし、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザは疑似患畜の件数を含む）。

注2：平成23年4月の家畜伝染病予防法の改正に伴い、高病原性鳥インフルエンザ（弱毒タイプ）は低病原性鳥インフルエンザに呼称を変更。

近隣諸国における口蹄疫の発生状況



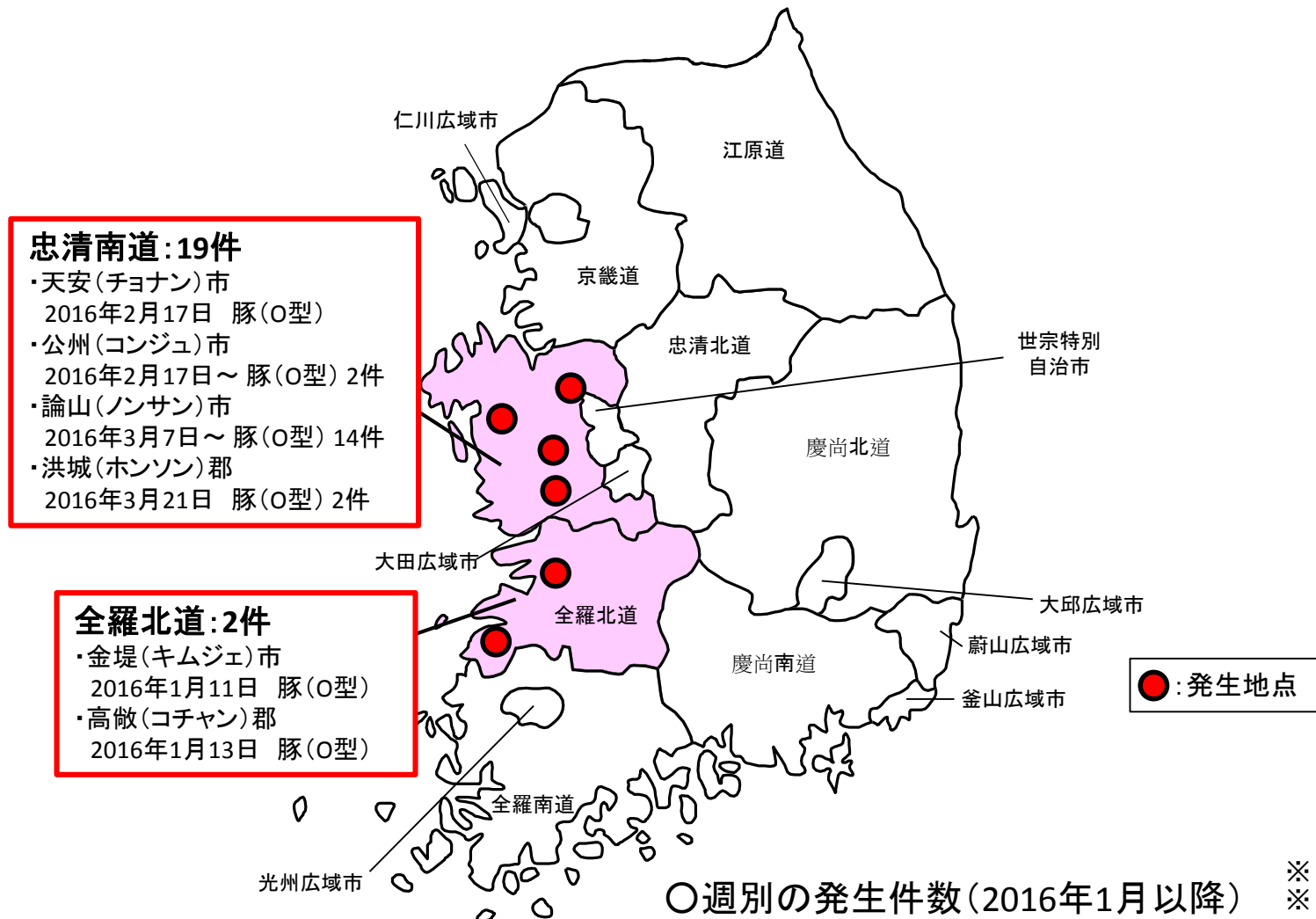
2016年7月25日現在

※ 出典: OIE ほか

※ 日付は発生日(各々の事例が初めて観察された日)

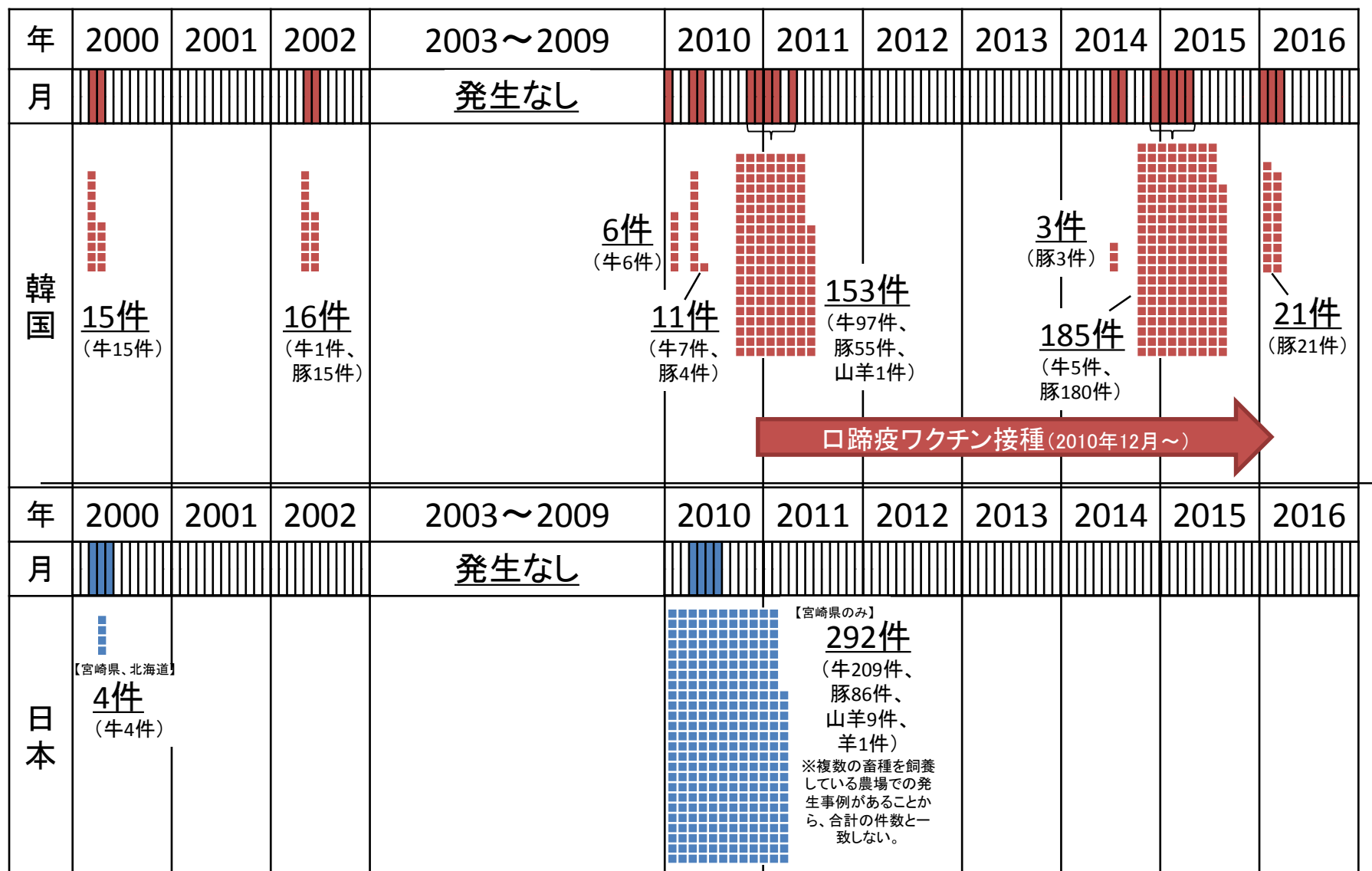
※ ロシアは極東ロシア及びザバイカリエ地方に限る

韓国における口蹄疫の発生状況(2016年1月～3月)



	1/1～	1/8～	1/15～	1/22～	1/29～	2/5～	2/12～	2/19～	2/26～	3/4～	3/11～	3/18～	3/25～
発生件数	0	2	0	0	0	0	2	1	0	2	8	5	1
発生地域	－	全北	－	－	－	－	忠南	忠南	－	忠南	忠南	忠南	忠南

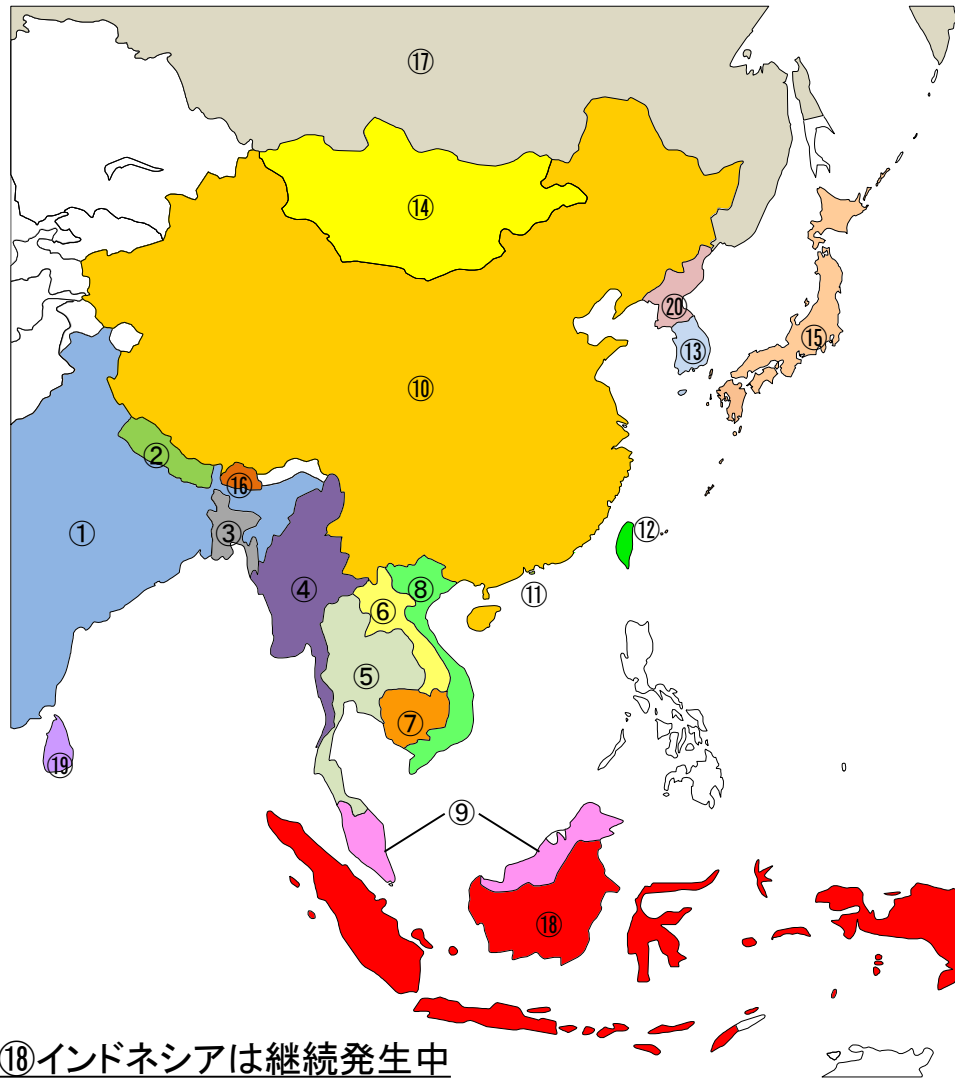
韓国及び日本における口蹄疫の発生状況



出典：韓国農林畜産食品部

2016年7月21日現在

アジアにおけるHPAI・LPAIの発生状況



※⑱インドネシアは継続発生中

2016年7月24日現在

		① インド	② ネパール	③ バングラデシュ	④ ミャンマー	⑤ タイ	⑥ ラオス	⑦ カンボジア	⑧ ベトナム	⑨ マレーシア	⑩ 中国	⑪ 香港	⑫ 台湾	⑬ 韓国	⑭ モンゴル	⑮ 日本	⑯ ブータン	⑰ ロシア	⑱ スリランカ	⑳ 北朝鮮
2014年	1月	▲							●		●	●	●	●						
	2月	●							●		●	●	●	●						
	3月			●			●	●	●		●	●	●	●						●
	4月								●		●	●	●	●		●				●
	5月		●						●		●	●	●	●						
	6月								●		●	●	●	●						
	7月						●		●		●	●	●	●						
	8月								●		●	●	●	●				●		
	9月								●		●	●	●	●				●		
	10月								●		●	●	●	●						
	11月	●							●		●	●	●	●		▲				
	12月	●							●		●	●	●	●		●				
2015年	1月	●							●		●	●	●	●		●				
	2月				●				●		●	●	●	●		●				
	3月	●	●						●		●	●	●	●		●				
	4月	●							●		●	●	●	●		●				
	5月								●		●	●	●	●				●		
	6月								●		●	●	●	●						
	7月								●		●	●	●	●						
	8月								●		●	●	●	●						
	9月								●		●	●	●	●						
	10月								●		●	●	●	●						
	11月							●	●		●	●	●	●						
	12月								●		●	●	●	●						
2016年	1月	●							●		●	●	●	●						
	2月			▲					●		●	●	●	●						
	3月								●		●	●	●	●						
	4月				●				●		●	●	●	●						
	5月	●						●	●		●	●	●	●						
	6月								●		●	●	●	●				▲		
	7月								●		●	●	●	●						

家さん● 野鳥▲ (発生日、検体回収日に基づく)

(赤:高病原性鳥インフルエンザ、青:低病原性鳥インフルエンザ)

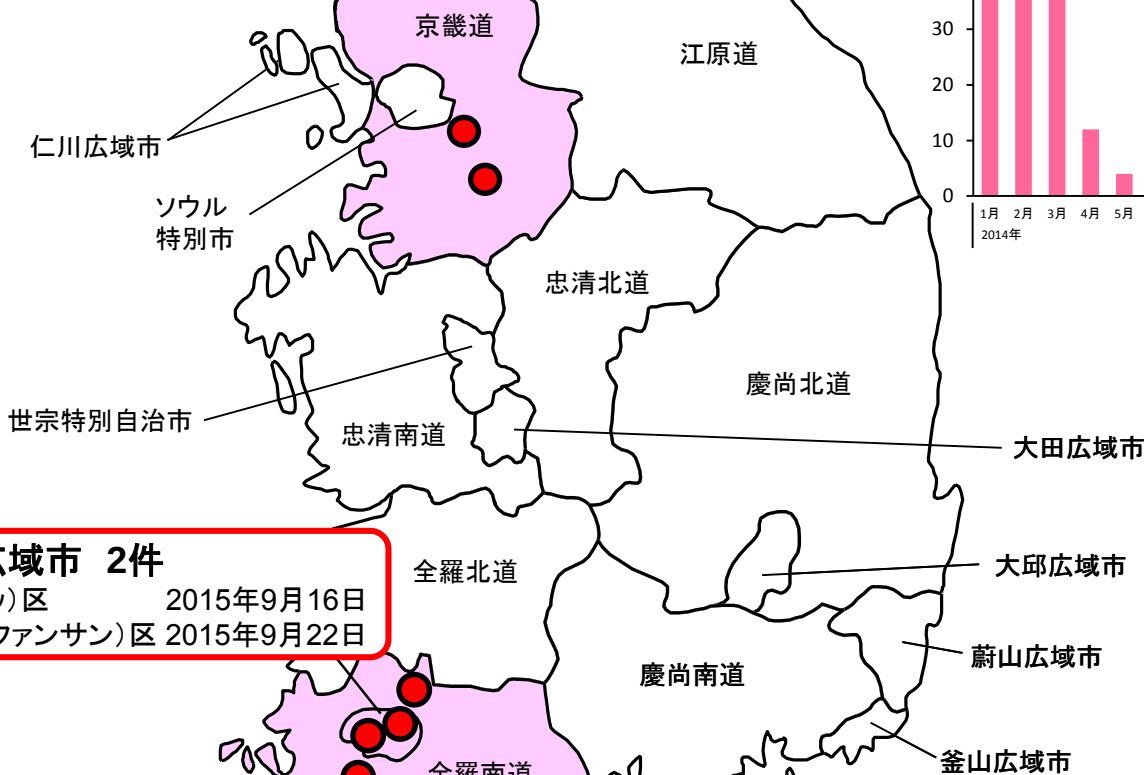
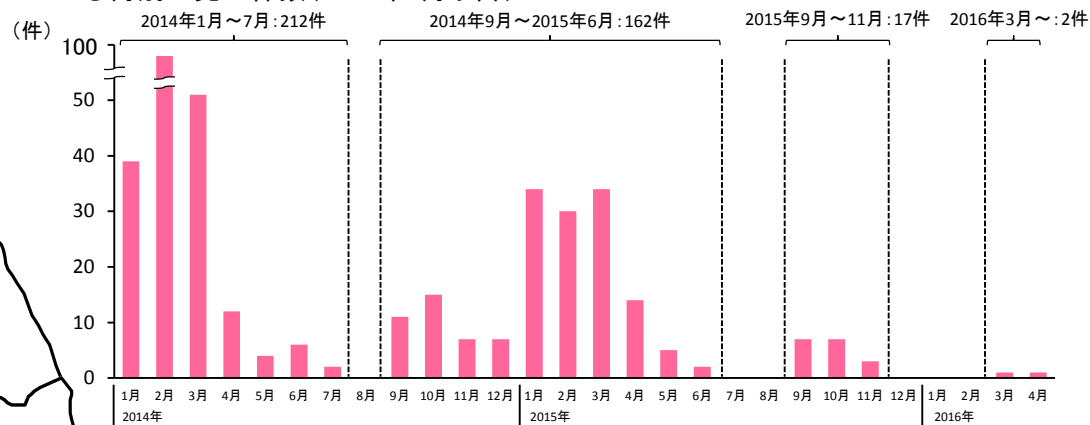
※野鳥の低病原性鳥インフルエンザについては、確認ができた台湾のみ記載

韓国における高病原性鳥インフルエンザ(H5N8亜型)の発生状況(2015年9月以降)

京畿道 2件

利川(イチョン)市 2016年3月23日
 広州(クァンジュ)市 2016年4月5日

○月別の発生件数(2014年1月以降)



光州広域市 2件

北(プッ)区 2015年9月16日
 光山(クァンサン)区 2015年9月22日

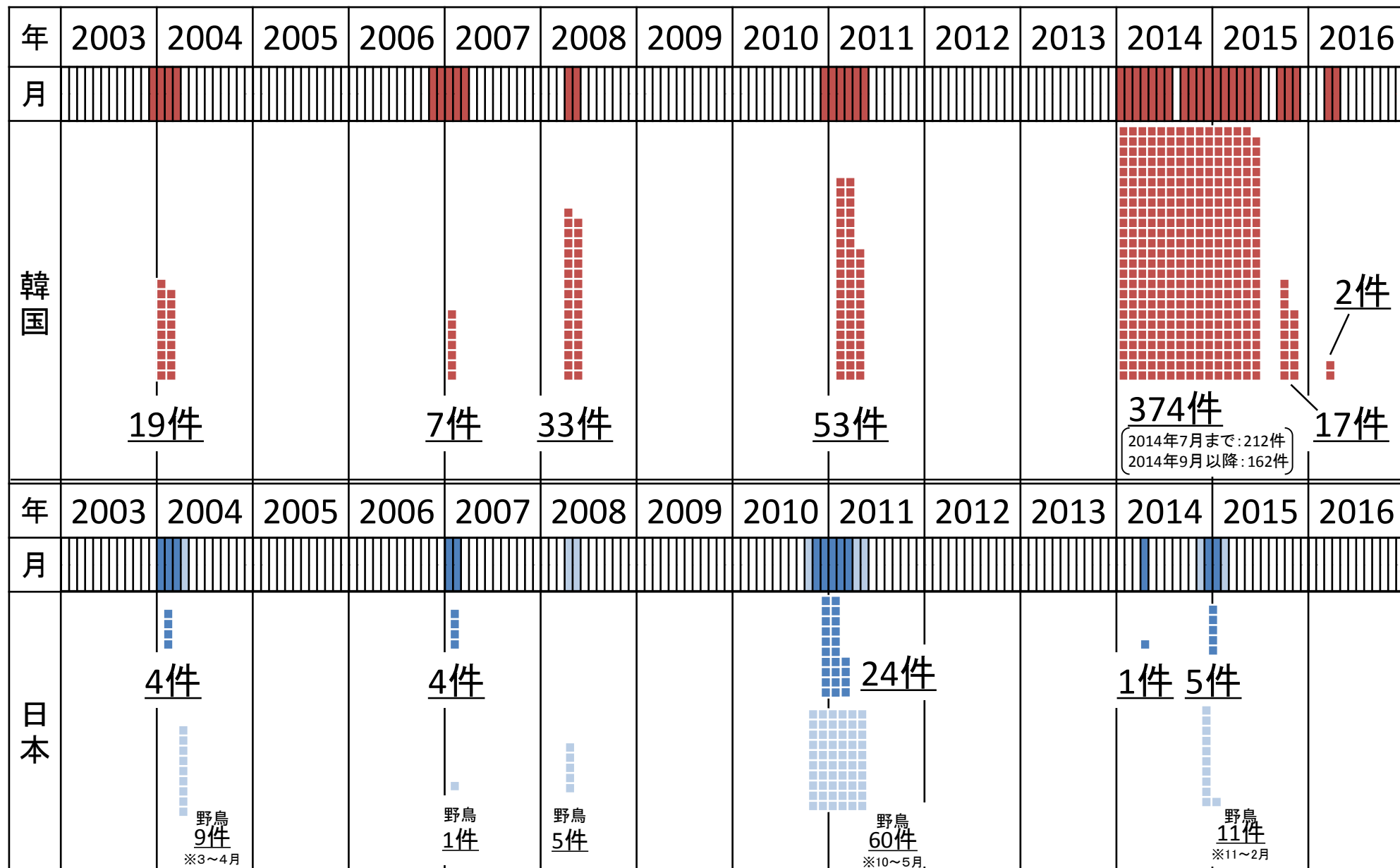
全羅南道 15件

康津(カンジン)郡 2015年 9月14日～ 2件
 羅州(ナジュ)市 2015年 9月14日～ 2件
 潭陽(タミャン)郡 2015年 9月16日～ 2件
 靈岩(ヨンアム)郡 2015年10月18日～ 9件

● : 家きんでH5N8が発生した市・郡
 ■ : 家きんでH5N8が発生した道

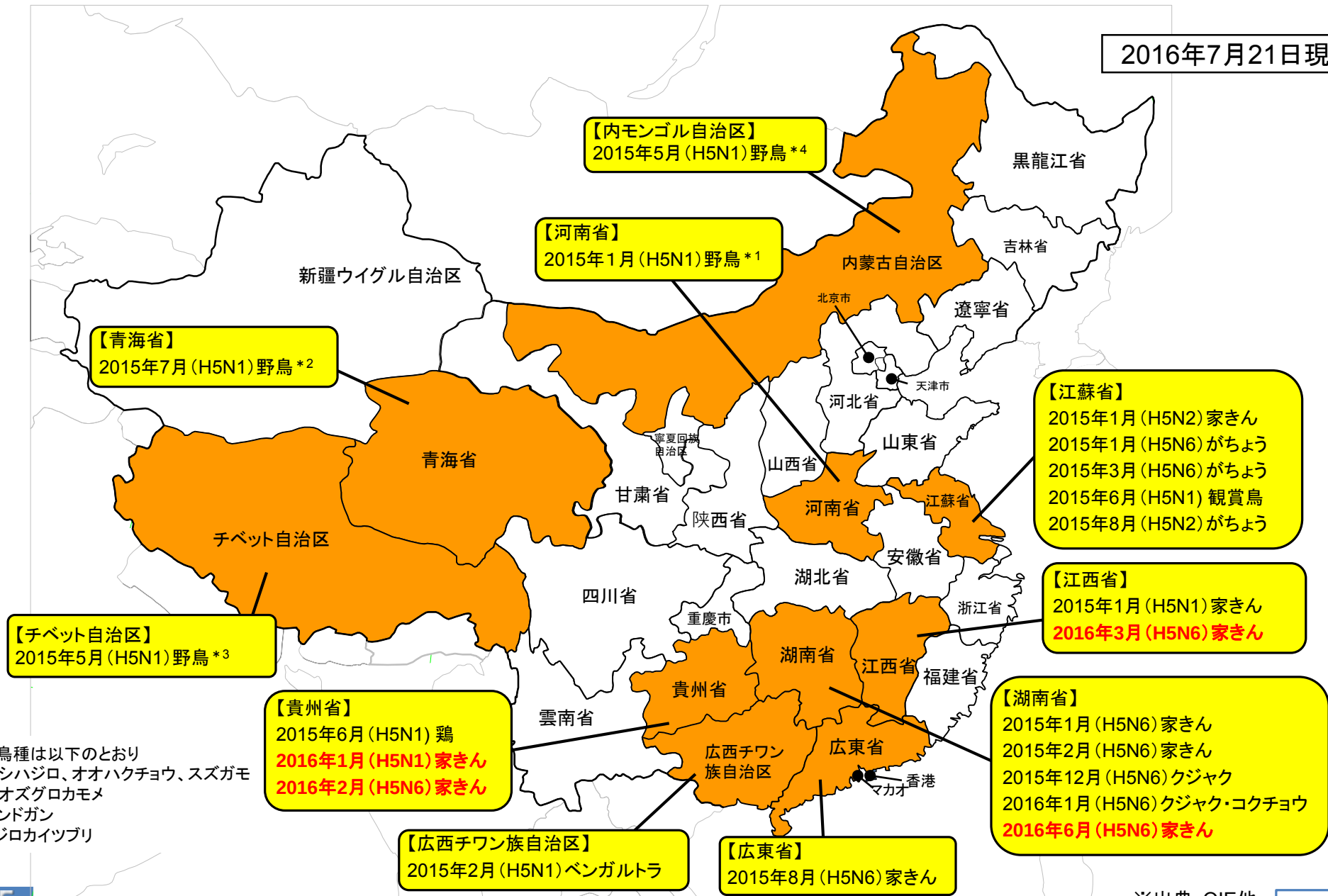
※ 日付は申告日
 ※ 出典: OIE、韓国農林畜産食品部 等

韓国及び日本における高病原性鳥インフルエンザの発生状況

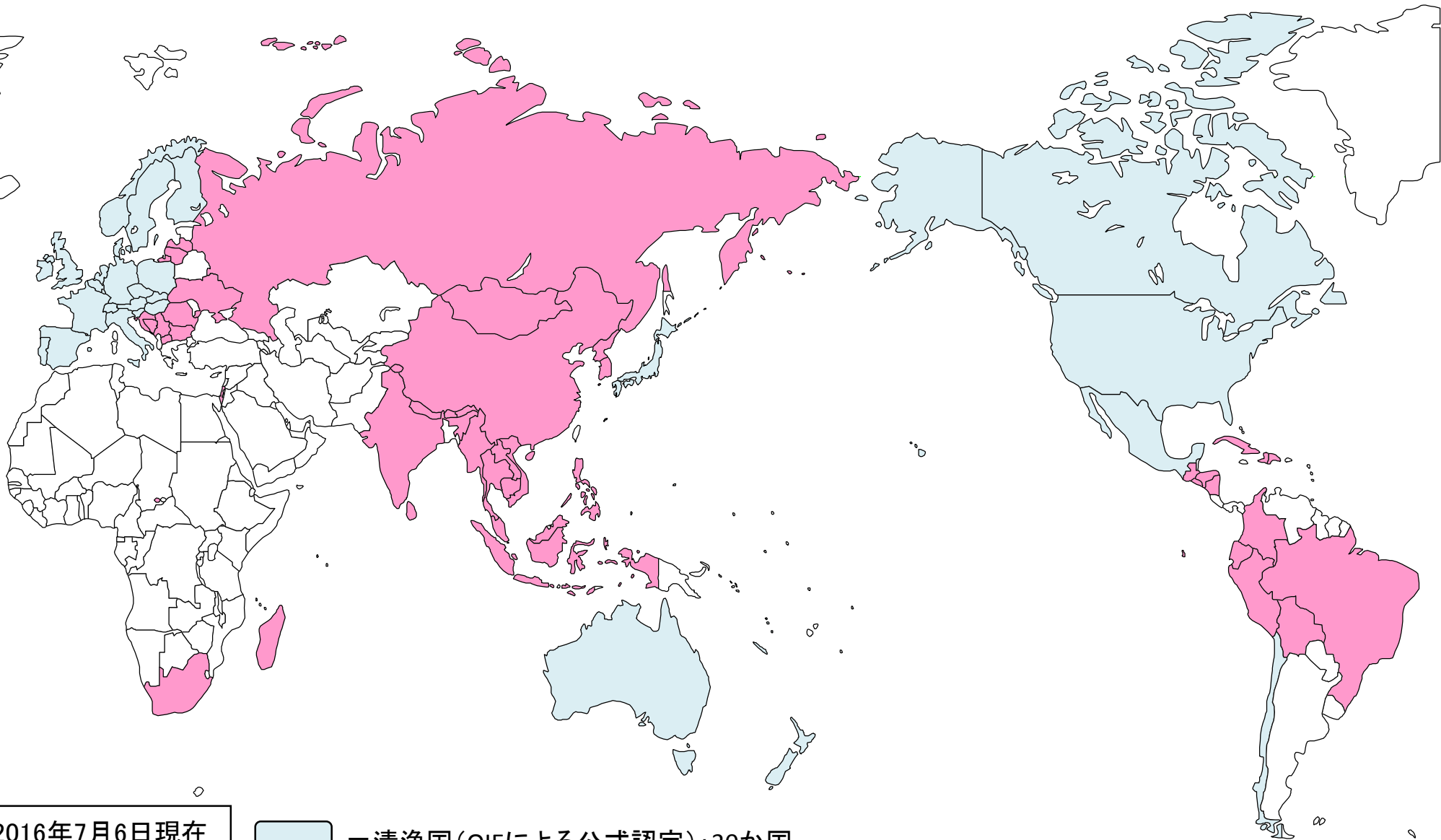


中国における高病原性鳥インフルエンザの発生状況(2015年1月～)

2016年7月21日現在



世界における豚コレラの発生状況



2016年7月6日現在

※出典:OIE 他

 = 清浄国 (OIEによる公式認定): 30か国

＝豚コレラの発生がある国(2007年1月から現在までに、OIEに発生の報告があった国)

近隣諸国における豚コレラの発生状況

モンゴル

- ・生ワクチン接種
- ・発生状況

年	2013	2014	2015	2016
件数	0	5	4	0

ロシア

- ・ワクチン接種
- ・発生状況

年	2013	2014	2015	2016
件数	3	3	3	3

中国

- ・生ワクチン接種
- ・発生状況

年	2013	2014	2015	2016
件数	28	28	12	12

北朝鮮

- ・ワクチン接種
- ・最終発生報告: 2009年12月

日本(清浄国)

- ・ワクチン接種禁止
- ・最終発生年: 1992年

韓国

- ・生ワクチン接種(済州島を除く。)
- ・発生状況

年	2013	2014	2015	2016
件数	1	0	0	1

香港

- ・ワクチン接種
- ・最終発生報告: 2005年

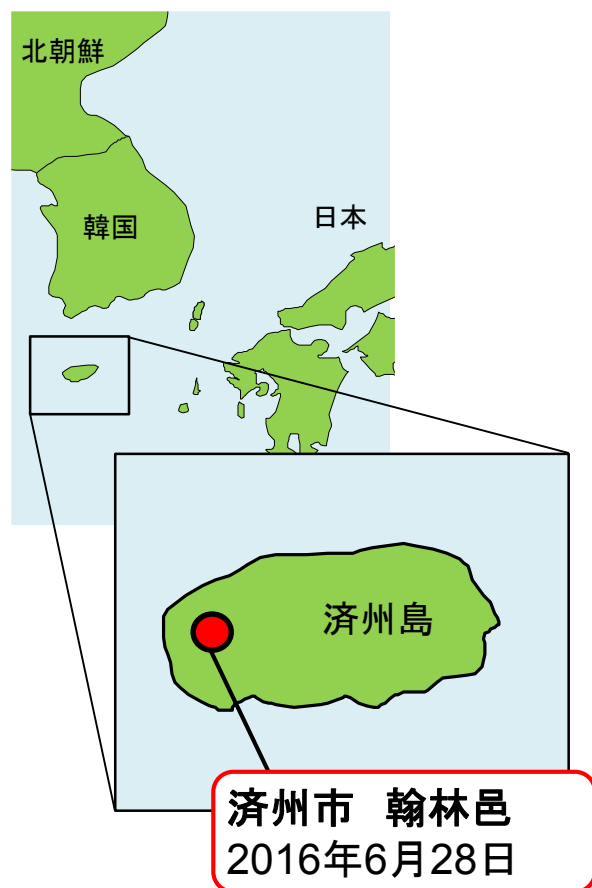
台湾

- ・生ワクチン接種
- ・最終発生報告: 2005年6月

2016年7月21日現在

韓国における豚コレラの発生

- ・済州島で、韓国では約3年ぶりに豚コレラが発生（済州島での発生は約18年ぶり）

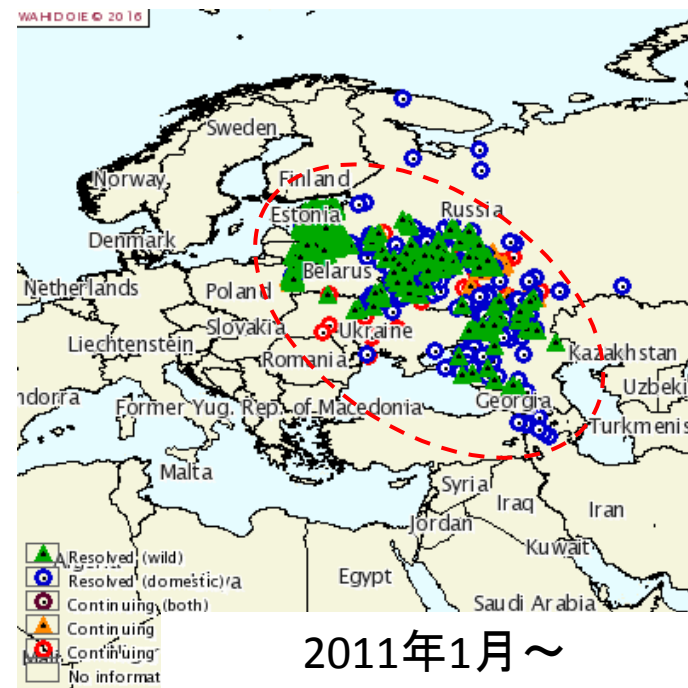
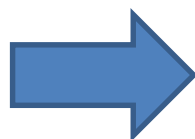
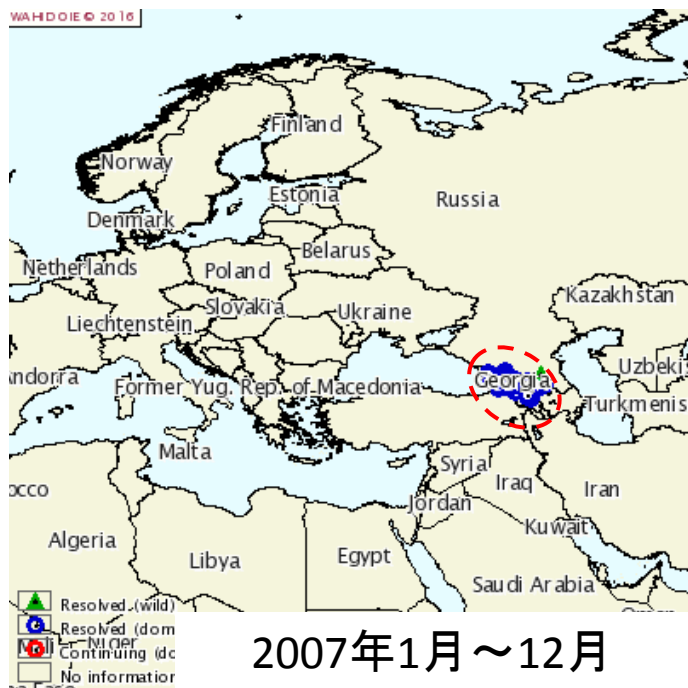


1. 発生場所: 済州市翰林邑(ハンリムウプ)
2. 発生確認日: 2016年6月28日
3. 感染頭数: 2頭(臨床症状なし)
4. 防疫措置:
 - ・殺処分
発生農場の飼養豚(491頭)
発生農場が豚を出荷したと畜場のと畜待機豚(約900頭)
(当該と畜場に保管されていた枝肉(約3,000頭分)も処分)
 - ・移動制限
発生農場の周囲半径3km以内を危険地域、10km以内を警戒地域として移動制限を実施(対象: 153戸 約27万頭)。
(防疫措置完了後、危険地域は30日以上、警戒地域は21日以上実施。)
移動制限区域内の農場を対象に臨床検査、血清検査等を実施。
※7月14日、検査結果を踏まえ、糞尿及びと畜用豚に限り移動制限が部分的に解除。

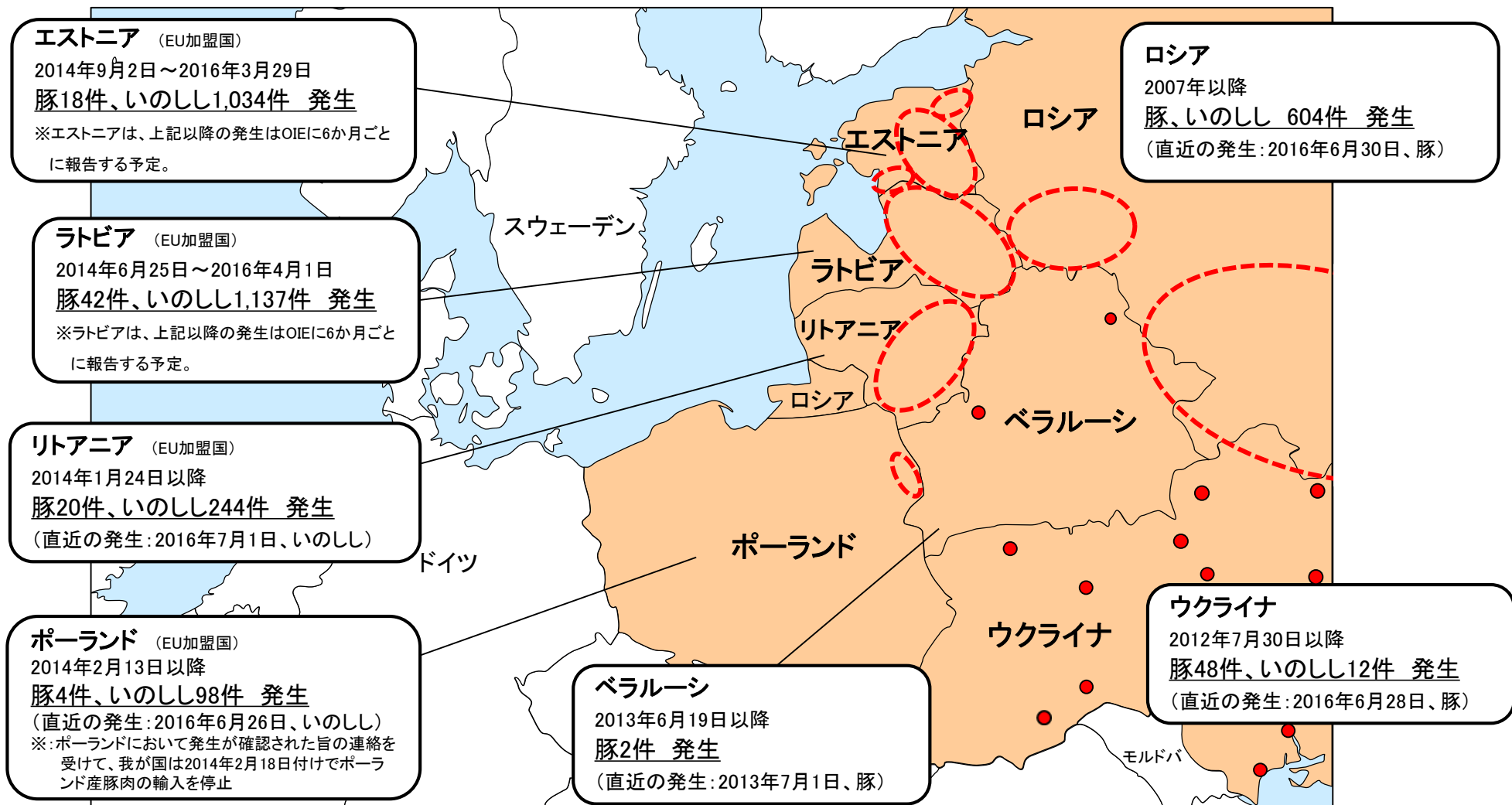
アフリカ豚コレラ (African swine fever)

病原体: Asfarviridae African swine fever virus

- サハラ以南のアフリカ諸国における野生のイノシシに発生がまん延。
- 近年、旧ロシア諸国に広がりを見せており、2007年にグルジア、アルメニア、2008年にアゼルバイジャン共和国で本疾病が飼養豚で確認。
- ロシアにおいては、南西部において、2007年に野生のイノシシにおいて確認され、2009年以降、野生のイノシシ及び飼養豚において確認。
- その後、現在までにウクライナ、ベラルーシ、ポーランド、リトアニア、ラトビア、エストニアまで発生が拡大。



欧州・ロシア等におけるアフリカ豚コレラの発生状況



● 発生地域

※日付は発生日又は検体回収日に基づく

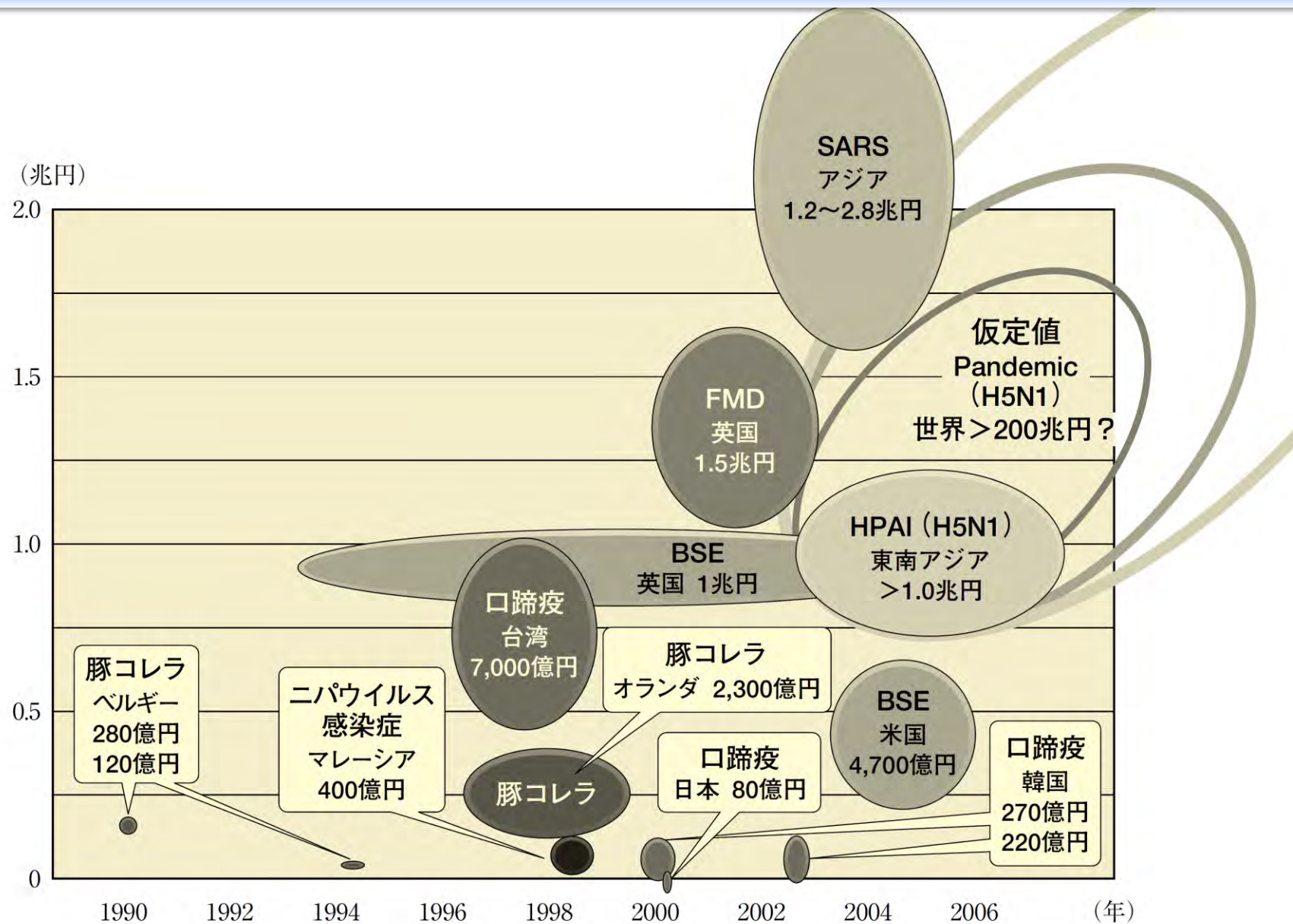
2016年7月5日現在

出典: OIE

p.13

農林水産省

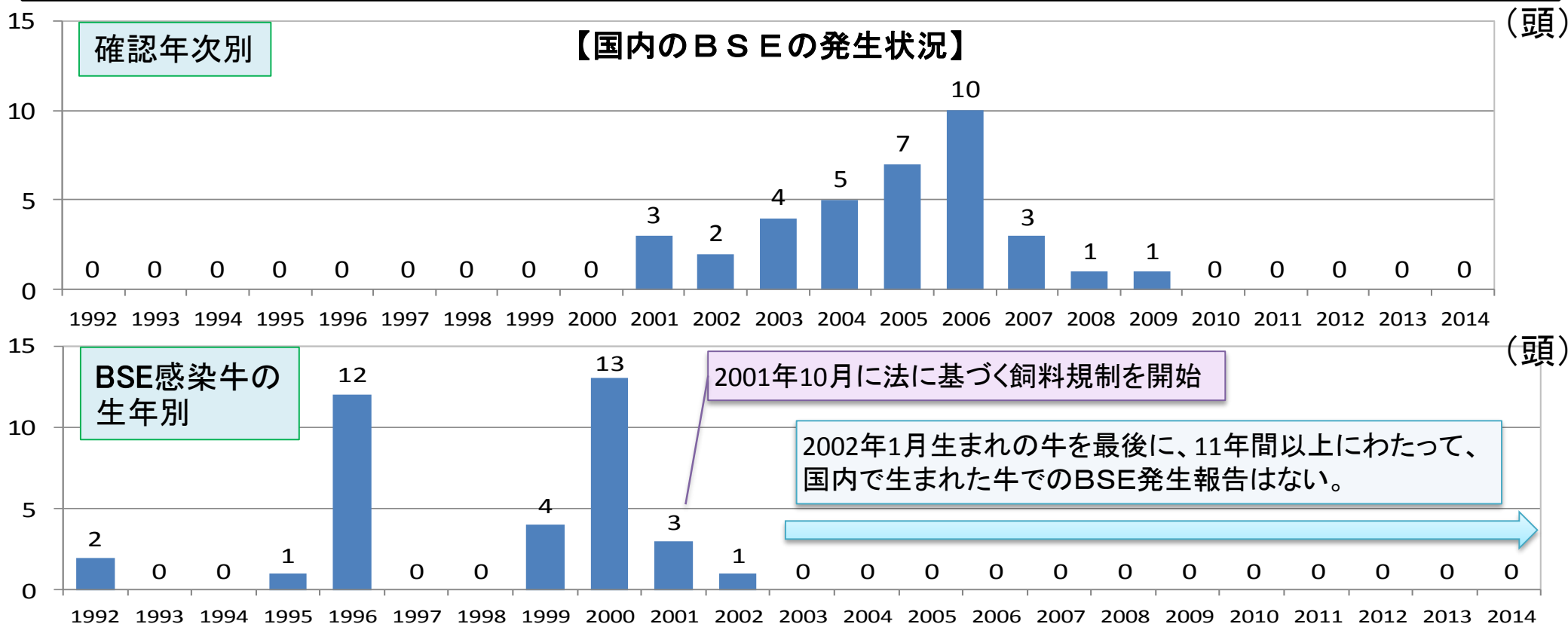
新興・再興感染症による経済被害の試算値



出典: 日本獣医師会会誌 62 (2009) 世界の動物衛生問題の現状と課題(2009年)・村上洋介(動物衛生研究所長)

BSE関連 (1)我が国におけるBSEの発生状況

- 2001(平成13)年9月に初確認。現在までにと畜検査で22頭、死亡牛検査で14頭(計36頭)が発生。
- 出生年別にみると、1996(平成8)年生まれが12頭、2000(平成12)年生まれが13頭と多い。
- 飼料規制の実施直後の2002年1月生まれを最後に、11年間以上にわたって、国内で生まれた牛での発生報告はない。
- 2013(平成25)年5月にOIEは我が国を「無視できるBSEリスク」の国に認定。



◎BSE感染源・感染経路について

1995-96年生まれの牛(13頭)の感染原因は、統計学的には共通の飼料工場で製造された代用乳の可能性が考えられるが、オランダの疫学調査結果等の科学的知見を踏まえると合理的説明は困難とされた。また、1999-2001年生まれの牛のうち15頭は1995-96年生まれの牛が汚染原因となった可能性があるとされた。

BSE関連 (参考)我が国におけるBSEの発生状況の詳細

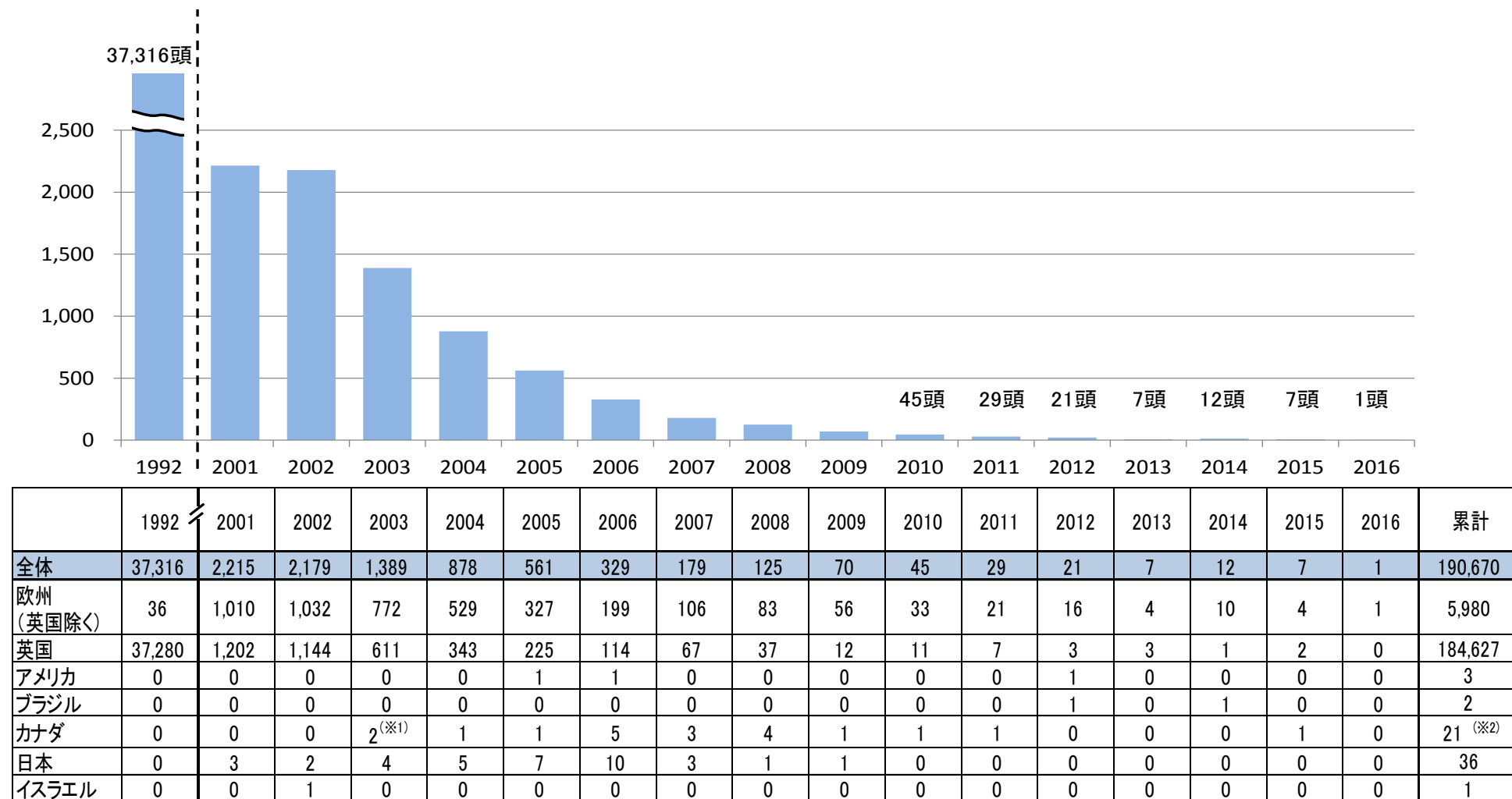
【BSEの発生状況】 ※ 1例目は、BSE検査で陽性が確認された年月であり、2例目以降は確定診断された年月

	〔確認年月〕〔飼養場所〕(生産元・導入元)	〔生年月(月齢)〕	(備考)		〔確認年月〕〔飼養場所〕(生産元・導入元)	〔生年月(月齢)〕	(備考)
1	13年 9月 : 千葉県 (北海道)	8年 3月 (64)		21	17年12月 : 北海道	12年 2月 (69)	死亡牛
2	13年11月 : 北海道	8年 4月 (67)		22	18年 1月 : 北海道	12年 9月 (64)	死亡牛
3	13年12月 : 群馬県	8年 3月 (68)		23	18年 3月 : 北海道	12年 7月 (68)	
4	14年 5月 : 北海道	8年 3月 (73)		24	18年 3月 : 長崎県	4年 2月 (169)	非定型
5	14年 8月 : 神奈川	7年12月 (80)		25	18年 4月 : 岡山県 (北海道、北海道)	12年 4月 (71)	
6	15年 1月 : 和歌山県 (北海道)	8年 2月 (83)		26	18年 5月 : 北海道	12年 8月 (68)	死亡牛
7	15年 1月 : 北海道 (北海道)	8年 3月 (81)		27	18年 5月 : 北海道 (北海道)	12年 8月 (68)	死亡牛
8	15年10月 : 福島県 (栃木県、栃木県)	13年10月 (23)	非定型	28	18年 6月 : 北海道 (北海道)	11年11月 (80)	死亡牛
9	15年11月 : 広島県 (兵庫県)	14年 1月 (21)		29	18年 9月 : 北海道 (北海道)	12年 6月 (75)	死亡牛
10	16年 2月 : 神奈川県 (神奈川県)	8年 3月 (95)		30	18年11月 : 北海道	13年 6月 (64)	死亡牛
11	16年 3月 : 北海道	8年 4月 (94)	死亡牛	31	18年12月 : 北海道	11年11月 (84)	
12	16年 9月 : 熊本県	11年 7月 (62)		32	19年 2月 : 北海道	13年 8月 (65)	
13	16年 9月 : 奈良県 (北海道)	8年 2月 (103)		33	19年 7月 : 北海道	12年 6月 (84)	死亡牛
14	16年10月 : 北海道	12年10月 (48)	死亡牛	34	19年12月 : 北海道 (島根県、北海道)	4年 7月 (185)	
15	17年 2月 : 北海道	8年 8月 (102)	死亡牛	35	20年 3月 : 北海道 (北海道)	12年10月 (89)	死亡牛
16	17年 3月 : 北海道	8年 3月 (108)		36	21年 1月 : 北海道	12年 8月 (101)	死亡牛
17	17年 4月 : 北海道	12年 9月 (54)	死亡牛				
18	17年 5月 : 北海道	11年 8月 (68)					
19	17年 6月 : 北海道	8年 4月 (109)					
20	17年 6月 : 北海道	12年 8月 (57)					

- ・ 8例目及び24例目は、検出された異常プリオンたん白質の性状が定型的なものと異なるとされている。

BSE関連 (2)世界のBSE発生件数の推移

○発生のピークは1992年。BSE対策の進展により、発生頭数は大きく減少。



注：OIE情報（2016年7月6日時点におけるOIEウェブサイト掲載情報）をもとに動物衛生課でとりまとめ

※1 うち1頭は米国で確認されたもの。

※2 カナダの累計数は、輸入牛による発生を1頭、米国での最初の確認事例（2003年12月）1頭を含んでいる。

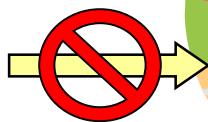
BSE対策の実施状況

○厚生労働省 と畜場における特定危険部位の除去及び48か月齢超の健康牛のBSE検査

○農林水産省 { 肉骨粉等の飼料としての給与を禁止する飼料規制の徹底
48か月齢以上の死亡牛についての届出義務とBSE検査



牛肉骨粉等



生産農場



死亡牛



家畜保健衛生所

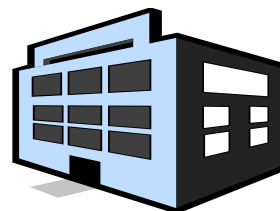
健康と畜牛のBSE検査

対象月齢:48か月齢超(平成25年7月1日以降)

○平成28年5月末までに約1,490万頭の検査を実施(うち陽性22頭)

※平成13年10月、すべてのと畜牛で検査を開始。以後、順次対象月齢を見直し

と畜場



販売店



特定危険部位※を除去

※ 全月齢の牛に由来する扁桃及び回腸遠位部、並びに30か月齢超の牛に由来する頭部(舌、ほほ肉、皮を除く。)、せき柱及びせき髄

特定危険部位は焼却

死亡牛のBSE検査

対象月齢:48か月齢以上(平成27年4月1日以降)

○平成28年1月末までに約119万頭の検査を実施(うち陽性14頭)

※平成15年4月、24か月齢以上の死亡牛の届出を義務付け、検査を実施。

厚生労働省所管

農林水産省所管

飼料規制

- ・牛肉骨粉等は輸入及び飼料利用を禁止(平成13年10月以降)
- ・牛と鶏・豚の飼料の製造工程を分離(交差汚染の防止対策)
- ・輸入飼料の原料の届出、小売業者の届出

日本のBSEステータスの認定、各国におけるBSE対策の概要

- ・ OIE(国際獣疫事務局)は、申請に基づき、加盟国のBSE発生リスクを科学的に3段階に分類。
- ・ 我が国は、平成25年5月、OIEの「無視できるBSEリスク」の国に認定。
- ・ EUは、2013年2月から、一定の条件を満たした国は健康と畜牛の検査を行わなくてもよい旨決定。(注2)

OOIEによるBSEステータス区分と条件

ステータス	サーベイランス	リスク低減措置
無視できる リスク 平成25年5月認定	5万頭に1頭のBSE感染牛の検出が可能なサーベイランス	① 過去11年以内に自国内で生まれた牛で定型BSEの発生がないこと ② 有効な飼料規制が8年以上実施されていること
管理された リスク	10万頭に1頭のBSE感染牛の検出が可能なサーベイランス	有効な飼料規制が実施されていること

○主要国におけるBSE対策の概要

		日本	米国	EU
BSE検査	健康牛	48か月齢超の牛全頭 (25年7月～)(注1)	-	- (注2)
	死亡牛	48か月齢以上の牛全頭	一部 (30か月齢以上)	24か月齢超の牛全頭(注3)
SRM除去		全月齢の扁桃、回腸遠位部 30か月齢超の頭部(舌・頬肉・皮を除く。)、 脊柱(背根神経節を含む)、脊髄	全月齢の扁桃、回腸遠位部 30か月齢以上の頭蓋、 脳、三叉神経節、脊髄、 眼、脊柱、背根神経節	全月齢の扁桃、小腸の後部4メートル、盲腸、腸間膜 12か月齢超の頭蓋(下顎を除き、脳、眼を含む)、脊髄 30か月齢超の脊柱、 背根神経節 (注4)
反すう動物由来肉骨粉の取扱い		反すう動物・豚・鶏に 給与禁止	30か月齢以上の牛由来の脳・脊髄等について、 反すう動物・豚・鶏に 給与禁止	反すう動物・豚・鶏に 給与禁止
月齢の判別方法		牛の出生情報を記録する トレーサビリティシステム	歯列による判別	牛の出生情報を記録する トレーサビリティシステム

「無視できるBSEリスク」の国ステータスについて



「これまで長期間にわたり飼料規制やサーベイランスなど、我が国の厳格なBSE対策を支えてきた生産者、レンダリング業界、飼料業界、と畜場、食肉流通加工業界、獣医師、地方行政機関等、皆様の不断の努力の成果であると思っております。」
(平成25年6月4日林農林水産大臣記者会見)

「無視できるBSEリスク」の国認定証

注1：厚生労働省は、食品安全委員会の答申に基づき、平成25年7月1日より、と畜牛の検査月齢を48か月齢超に見直し。
注2：ブルガリア及びルーマニアは、30か月齢超の検査を実施。
注3：EU内の一定の条件を満たした国においては、死亡牛検査の対象となる牛の月齢を最大48か月齢超へと変更することが可能となっている(2009年1月1日～)。
注4：EU内の「無視できるBSEリスク」の国においては、12か月齢超の頭蓋(下顎を除き、脳、眼を含む)、脊髄のみSRM除去の対象となっている(2015年8月5日～)。

(参考)厚生労働省によるBSE対策の見直し

厚生労働省は、国内のBSEの対策や発生状況を考慮し、食品健康影響評価を受けた上で、国内の検査体制、SRMの範囲、牛肉等の輸入条件といった管理措置の見直しを順次進めている。

BSEに係る国内措置及び国境措置の概要

	月齢基準	SRMの範囲
国内措置	◎平成13年10月18日施行:全頭を対象としたBSE検査 ↓ ◎平成17年8月1日施行:21か月齢以上 ↓ ◎平成25年4月1日施行:30か月齢超 ↓ ◎平成25年7月1日施行:48か月齢超	◎平成13年10月18日施行: ・全月齢の頭部、脊髄、脊柱、及び回腸遠位部 ↓ ◎平成25年4月1日施行: ・全月齢の回腸遠位部及び扁桃 ・30か月齢超の頭部(扁桃除く)、脊髄及び脊柱
国境措置(輸入牛肉等に対する要件)	◎平成17年12月12日施行: ・米国:20か月齢以下 ・カナダ:20か月齢以下 ↓ ◎平成25年2月1日施行*: ・米国:30か月齢未満 ・カナダ:30か月齢以下 ・フランス:30か月齢以下 ・オランダ:12か月齢以下 ↓ ◎平成27年6月23日施行: ・オランダ:30か月齢以下 *食品安全委員会答申としてはすべて30か月齢以下 ◎平成25年12月2日施行: ・アイルランド:30か月齢以下 ◎平成26年8月1日施行: ・ポーランド:30か月齢以下 ◎平成28年2月2日施行: ・ノルウェー:30か月齢以下 ・デンマーク:30か月齢以下 ◎平成28年2月26日施行: ・スウェーデン:30か月齢以下 ◎平成28年5月2日施行: ・イタリア:30か月齢以下 ◎平成28年7月5日施行: ・スイス:30か月齢以下 ・リヒテンシュタイン:30か月齢以下	◎平成17年12月12日施行: ・頭部、脊髄、脊柱及び回腸遠位部 ↓ ◎平成25年2月1日施行: ・回腸遠位部及び扁桃 (左記輸入月齢の牛について)
	◎平成27年12月21日施行: ・ブラジル:48か月齢以下 ※対日輸出は、歯列確認により36か月齢以下と判別される牛肉のみ	◎平成27年12月21日施行: ・回腸遠位部、扁桃、頭部、脊髄及び脊柱 (左記輸入月齢の牛について)

厚生労働省の諮問内容(平成23年12月)

以下の場合のリスクを比較:

1 国内措置

(1) 検査対象月齢

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合。

(2) SRMの範囲

頭部(扁桃を除く。)、脊髄及び脊柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合。

2 国境措置 (米国、カナダ、フランス、オランダ)

(1) 月齢制限

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合※。

(2) SRMの範囲

頭部(扁桃を除く。)、脊髄及び脊柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合。

※ フランス、オランダについては、現行の「輸入禁止」から「30か月齢」とした場合。

3 上記1及び2を終えた後、国際的な基準を踏まえ、さらに月齢制限(上記1(1)及び2(1))を引き上げた場合。

国境措置に関する諮問対象国(上記4か国以外)

・アイルランド、ポーランド(平成25年4月)
・ブラジル(平成25年4月)・スウェーデン(平成27年1月)
・ノルウェー(平成27年2月)・デンマーク(平成27年3月)
・スイス・リヒテンシュタイン(平成27年5月) p.20
・イタリア(平成27年9月)

ヨーネ病対策

- ・牛に頑固な下痢を起こさせる細菌性の慢性伝染病。治療方法がなく、感染牛は同居牛に感染を広げることから、家畜伝染病予防法に基づく定期検査により、感染牛の摘発とう汰を推進。
- ・摘発増加(平成10年:785頭→平成18年:1,179頭)を受け、平成18年11月、「ヨーネ病防疫対策要領」を策定し、自主とう汰の推進、導入時の陰性証明確認等の清浄化対策を強化。
- ・平成19年10月の牛乳等の自主回収を受け、20年7月から定期検査にスクリーニング検査法を導入。
- ・平成25年度から、従来のエライザ法を中心とした検査体制に代えて、リアルタイムPCR法による検査体制を導入。併せて、平成25年度4月1日付けで牛のヨーネ病防疫対策要領の全部を改正。

ヨーネ病防疫対策要領

ヨーネ病の清浄化を図るため、家畜伝染病予防法に基づく定期検査に加え、以下の取組を推進

① 発生農場における防疫措置の強化
● 発生農場における検査のルール化
6か月以上の全飼養牛について検査を実施

● 発生農場における
リアルタイムPCR法の実施

② 牛の移動の際の清浄性確認の強化

家畜伝染病予防事業

家畜伝染病予防法第5条に基づく定期検査の実施

(少なくとも5年に1度、各都道府県が実施)

検査強化による患畜の摘発

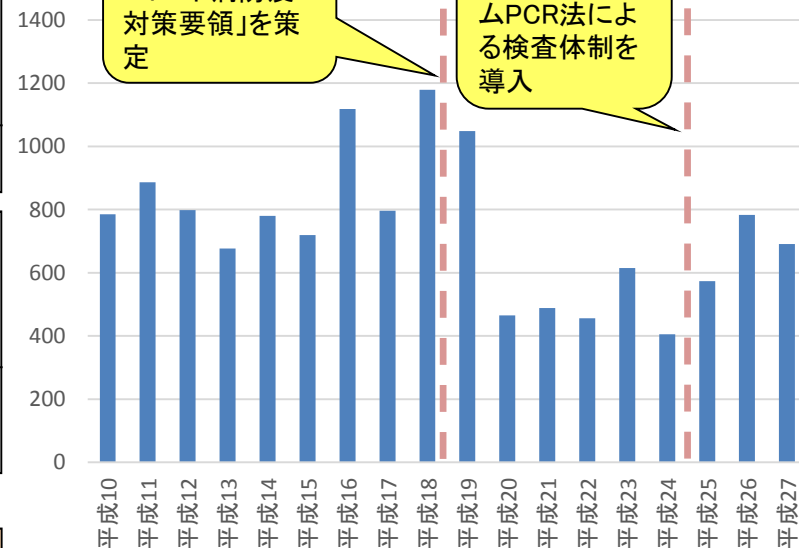
感染リスクの高い同居牛等を対象に迅速・高感度診断法を実施し、自主とう汰を推進

ヨーネ病のおそれのある牛の他農場への移動を抑制(陰性証明書の確認)

家畜生産農場 清浄化支援対策事業

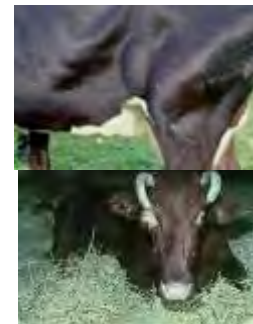
患畜頭数

(頭)



EBL(地方病性牛白血病)の現状と対策

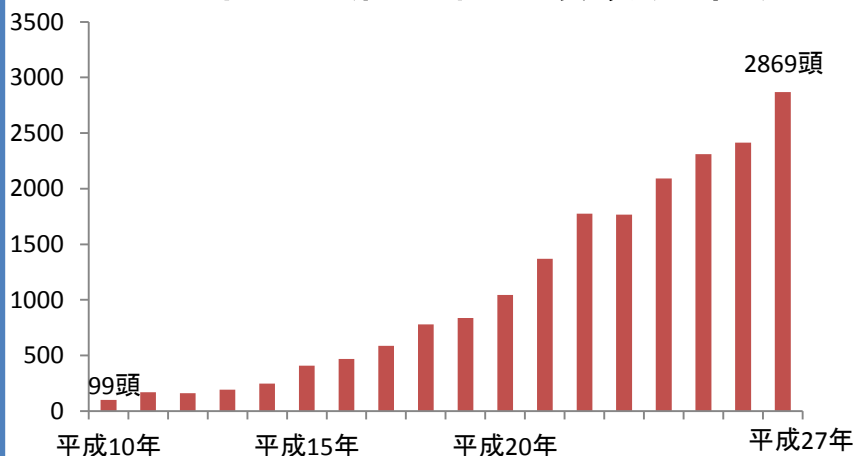
- ・ウイルス(BLV)を原因とし、リンパ肉腫(腫瘍)を主徴とする牛・水牛の疾病。平成10年から家畜伝染病予防法の届出伝染病に指定。
- ・ウイルスを含む血液や乳汁を介して感染(医療器具等の使いまわし、吸血昆虫、哺乳等)。
- ・BLVに感染した牛のうち数%のみが発症し、感染牛の多くは発症することなく経済動物としての役割を全うできる。発症すると消瘦、眼球突出、下痢、体表リンパ節の腫大等の症状を呈し、飼養農家に経済的な被害が生じる。
- ・治療法やワクチンは無く、人為的な伝播を引き起こす行為の排除や吸血昆虫対策等の感染拡大防止対策を講じることが重要。



現 状

	検査農場	検査頭数	陽性率	調査期間
乳用牛	587戸	11,130頭	40.9%	2009年12月～ 2010年3月
肉用牛	558戸	9,834頭	28.7%	2010年12月～ 2011年4月

牛白血病の届出頭数(全国)



本病対策のガイドラインを作成・普及 (H27.4)

本病のより効果的かつ具体的な感染拡大防止対策を定めたガイドラインを作成・普及。

- 本病対策は、中長期的な視点に立って、着手可能な対策から講じ、生飼養農家と関係者が協力して対策を進める必要
- まず、人為的な伝播防止対策、繁殖農場における農場の浸潤状況等に応じた感染拡大防止対策、共同放牧場等における農場間伝播防止対策などにより、伝播リスクを減らすことが基本

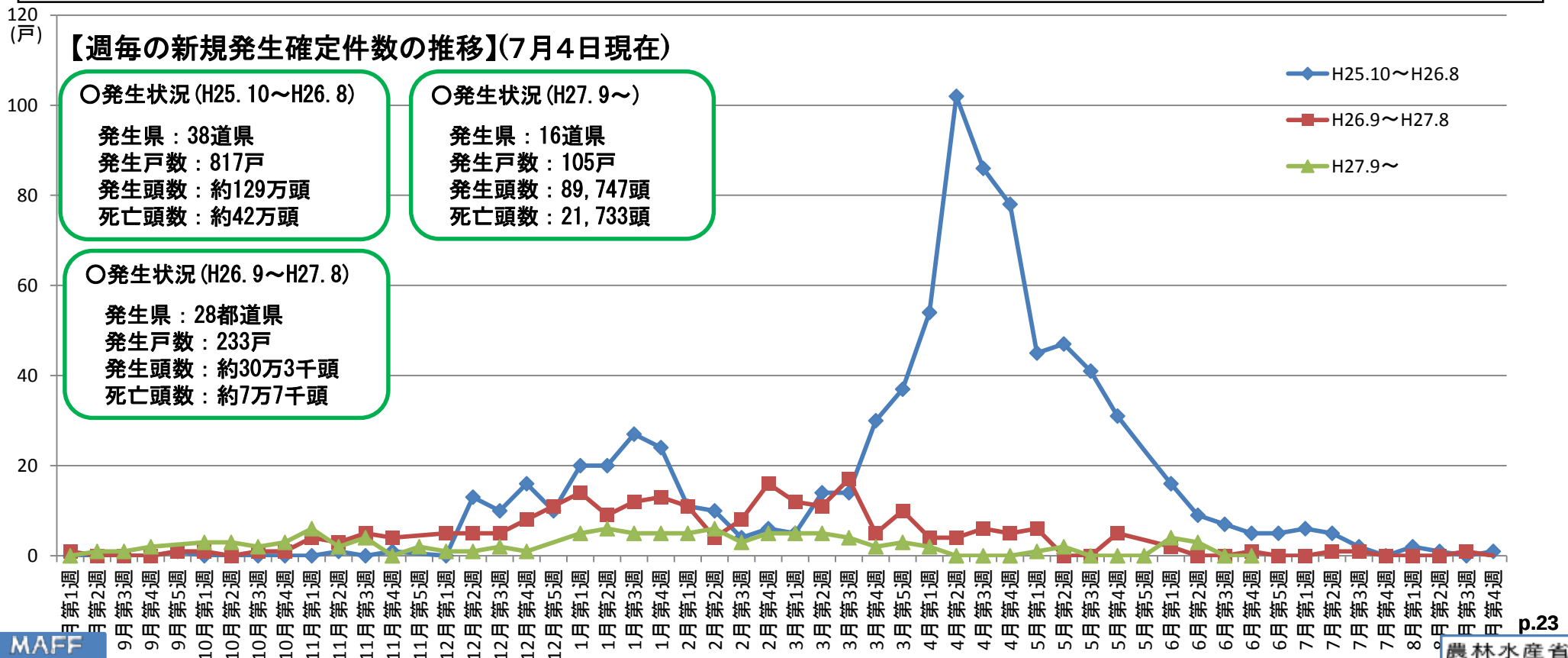
平成26年度からの国の支援策

農場段階における以下の感染拡大防止対策を支援

- 浸潤農場での重点的な検査(検査費、証明書の発行)
- 共同放牧場における感染牛の分離飼育のための入退牧時検査、吸血昆虫の駆除対策

PED(豚流行性下痢)対策

- ・平成25年10月、我が国で7年ぶりに発生が確認された後、全国的に発生が拡大し、平成26年8月末までに、38道県817戸で発生。平成26年9月から平成27年8月までは、前年の発生と比べ低い水準で推移し、28都道県233戸で発生。平成27年9月以降、7月4日現在までに16道県105戸で発生。
- ・本病に感染した場合、成長した豚であれば症状が見られない、又は回復するが、体力のない哺乳豚では高率な死亡が見られる場合がある。
- ・平成26年10月、本病の発生及び感染拡大を効果的に防止し、被害を最小化することを目的として、飼養衛生管理の徹底、子豚の損耗を減少させるワクチンの適切な使用等の防疫対策を具体的に示した防疫マニュアルを策定するとともに、発生原因の究明と再発防止を目的とした疫学調査に係る中間取りまとめを公表。



オーエスキー病対策

- ・ 昭和56年に初発生。平成2年以降全国に拡大し、異常産や哺乳豚の死亡など、養豚経営に甚大な影響。
- ・ 平成3年から、「オーエスキー病防疫対策要領」に基づき、ワクチン接種を活用した防疫対策により、発生予防と清浄化を推進。
- ・ 農場単位の清浄化は進展し、感染地域の拡大も防止できていたが、地域単位の清浄化は停滞傾向であったことから、平成20年6月、「オーエスキー病防疫対策要領」を改正し、地域レベルでの清浄化の取組を更に推進。

オーエスキー病清浄化対策

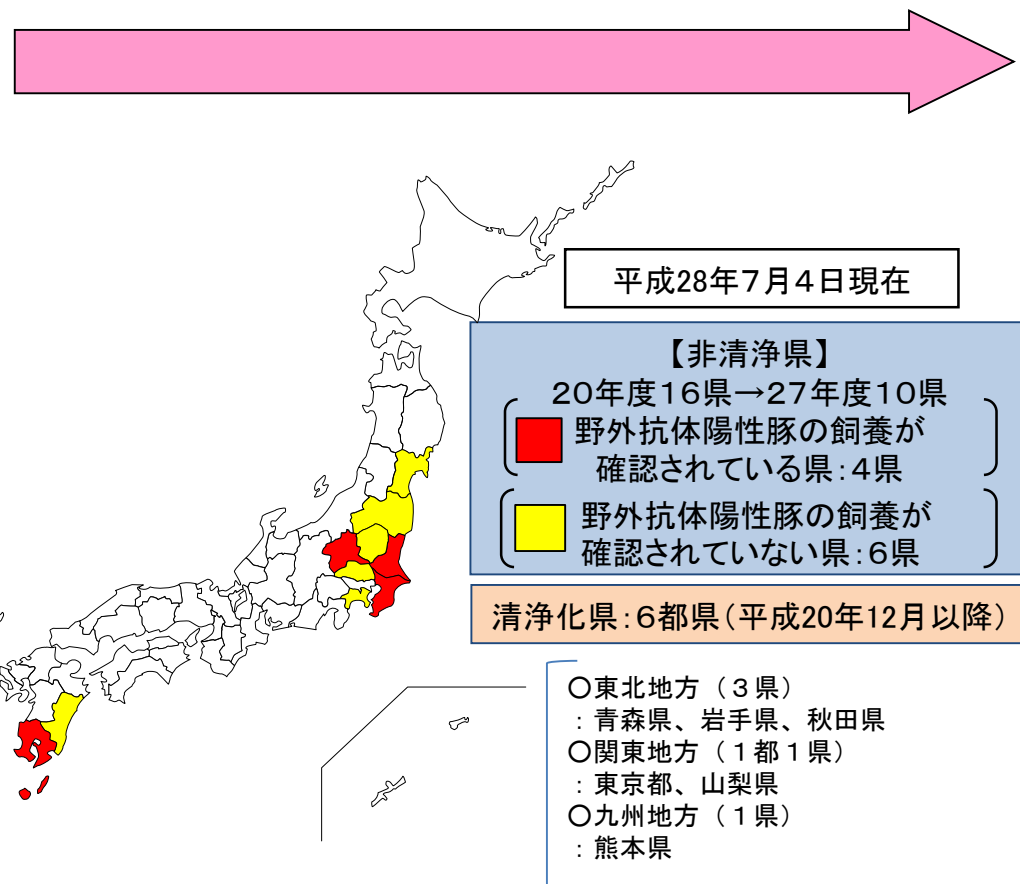
オーエスキー病防疫対策要領 (平成20年6月9日改正)

地域におけるコンセンサスの下での
清浄化に向けた取組

- ・ 飼養衛生管理基準の遵守
- ・ 清浄豚の流通
- ・ 清浄度確認検査
- ・ 感染豚のとう汰推進
- ・ ワクチン接種

家畜生産農場清浄化支援対策事業

清浄化に向けた地域的な取組等に対して
集中的に支援(平成20年12月1日～)



清
浄
化

家畜伝染病予防法の概要

家畜伝染病予防法の目的: 家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止により、畜産の振興を図る。

発生予防対策

発生国・地域

国
(農林水産省)

連携

都道府県
(家畜保健衛生所)

防疫指針の作成等

発生時に備えた準備

- ・農場での飼養衛生管理が適正に行われるよう指導・助言、勧告、命令
- ・補完的に提供する埋却地の準備
- ・防疫対応に必要な資材の確保、派遣人員のリストアップ、防疫演習等を実施

国（動物検疫所）による水際措置の徹底

- ・動物、畜産物等の輸出入検疫
- ・入国者に対する質問、携帯品の検査・消毒

農場での飼養衛生管理の徹底（飼養衛生管理基準等）

- ・飼養衛生管理基準の遵守
- ・畜舎等における消毒設備の設置、当該設備による消毒
- ・患畜等の焼却・埋却が必要となる場合に備えた土地、施設の確保等
- ・家畜の飼養衛生管理状況の定期報告
- ・患畜等の早期の発見・通報の徹底

患畜の早期の発見・通報

- ・特定症状を呈している家畜を発見した旨の届出
- ・患畜等を発見した旨の届出

家畜の所有者

発生時には…

まん延防止対策

都道府県
(家畜保健衛生所)

国
(農林水産省)

市町村

都道府県が防疫指針等に基づき行う措置に協力

防疫方針の決定・改定
(緊急防疫指針の策定)
財政支援（消毒費用等）
人的支援（専門家、緊急支援チーム等の派遣）

まん延防止措置

- ・発生農場周辺の通行の制限・遮断
- ・家畜等の移動の制限、と畜場の事業の停止等
- ・消毒ポイントを通行する車両の消毒
- ・患畜等の所在した畜舎等の消毒、当該畜舎等における消毒設備の設置、当該設備による消毒
- ・患畜等の速やかなと殺、殺処分
- ・患畜等の死体・汚染物品の焼却・埋却
- ・指定家畜の予防的殺処分（口蹄疫のみ）

発生農場

国の財政支援

- ・患畜等に係る手当金及び特別手当金（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等のみ）の交付
- ・必要な防疫措置を講じなかった者に対する手当金及び特別手当金の減額
- ・指定家畜に係る補償金、飼料費等の費用の交付
- ・家畜の死体・汚染物品の焼却・埋却の費用の負担
- ・移動制限による出荷制限に伴う経済的損失の補填

人的支援
財政支援
(疫学調査チームの派遣)

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律のポイント

- 平成22年度の宮崎県における口蹄疫の発生状況や同年度の高病原性鳥インフルエンザの発生状況等を踏まえ、家畜伝染病の「発生の予防」、「早期の発見・通報」及び「迅速・的確な初動対応」に重点を置いて防疫対応を強化する観点から、平成23年4月に家畜伝染病予防法を改正。
- 上記改正のうち、財政支援の強化等については同年7月1日から、入国者に対する質問、飼養衛生管理基準の内容の追加、一定症状の届出義務等については同年10月1日から、それぞれ施行。

発生の予防

- ・ 家畜防疫官に、入国者に対する質問、入国者の携帯品の検査・消毒に関する権限を付与。
- ・ 平時における家畜の所有者の消毒設備の設置義務を新設し、畜舎等に入る者の身体、物品及び車両の消毒を徹底。
- ・ 飼養衛生管理基準の内容に、患畜等の焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保等の措置を追加。
- ・ 家畜の所有者に都道府県知事への家畜の飼養衛生管理状況の報告を義務付け、飼養衛生管理基準を遵守していない場合、都道府県知事は、指導・助言、勧告又は命令を実施。

早期の発見・通報

- ・ 患畜・疑似患畜の届出義務とは別に、農林水産大臣の定める一定の症状を呈している家畜の届出義務を創設。

その他

- ・ 家畜の伝染性疾患の病原体について、的確な管理を行う観点から、病原体の所持に関する許可制等を導入。

迅速・的確な初動対応

- ・ 口蹄疫のまん延防止のための最終手段として、患畜・疑似患畜以外の家畜の予防的殺処分を導入。
- ・ 家畜伝染病の発生時における家畜の所有者の消毒設備の設置義務を新設し、畜舎等から出る者の身体・車両の消毒を徹底。
- ・ 消毒ポイントを通行する者の身体・車両の消毒義務を新設。

財政支援の強化

- ・ 口蹄疫・高病原性鳥インフルエンザ等の患畜等については、特別手当金を交付し、通常の手当金と合わせて評価額全額を交付。
- ・ 必要なまん延防止措置を講じなかった者に対する、手当金又は特別手当金の全部又は一部の不交付又は返還のルールを創設。
- ・ 都道府県が移動制限等をした場合における売上げの減少額等の補填対象となる畜種を家畜全般に拡大。
- ・ 都道府県による消毒ポイントの設置に要した費用を家畜伝染病予防費の対象に追加。

国内防疫の取組

(1) 国は、都道府県と連携して、家畜伝染病の発生予防やまん延防止のための取組を実施。

(2) 発生予防として衛生管理の徹底やサーベイランスによる発生状況の把握、ワクチン接種の指導等を実施。

(3) 疾病の発生時には、まん延を防止するため感染家畜の処分や移動制限などを実施。

国内での具体的な取組

発生予防

- ・ 飼養衛生管理の徹底

飼養衛生
管理基準

早期発見

- ・ 発生状況の把握
(サーベイランス)
- ・ 正しい知識の普及
- ・ 早期発見・早期届出

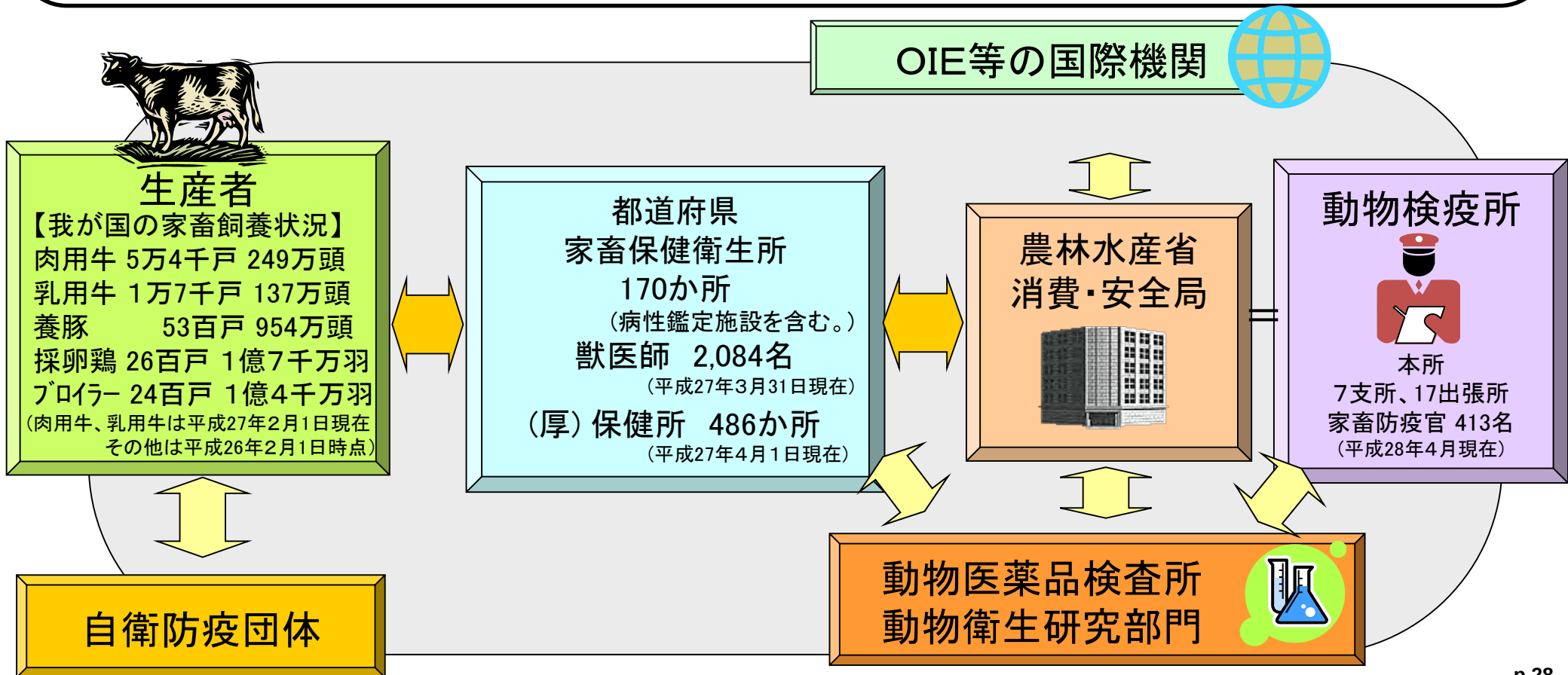
特定家畜
伝染病
防疫指針
ほか

まん延防止

- ・ 感染家畜のとう汰
- ・ 移動の制限
- ・ 周辺農場の検査

我が国における家畜防疫体制

- (1) 国は、都道府県、動物衛生研究部門等と連携し、国内の家畜防疫に関する企画、調整、指導等を実施するとともに、動物検疫所を設置し、国際機関とも連携して輸出入検疫を実施。
- (2) 都道府県は、家畜防疫の第一線の機関として家畜保健衛生所を設置し、防疫対策を実施。国は、家畜保健衛生所の整備支援、職員の講習等を実施。
- (3) また、全国及び地方の各段階で家畜畜産物衛生指導協会等の自衛防疫団体が組織され、予防接種等生産者の自主的な取組を推進。



家畜伝染病対策に関する行政評価・監視＜結果に基づく勧告＞①

報道資料



MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成 27 年 11 月 6 日

家畜伝染病対策に関する行政評価・監視 ＜結果に基づく勧告＞

総務省では、家畜伝染病の発生予防対策及びまん延防止対策の推進を図る観点から、家畜伝染病対策の実施状況等を調査し、その結果を取りまとめ、必要な改善措置について勧告することとしましたので、公表します。

【本件連絡先】

総務省行政評価局

農林水産、環境、防衛担当評価監視官室

担 当：安仲、湯淺

電話（直通）：03-5253-5439

F A X：03-5253-5443

E-mail：1：<https://www.soumu.go.jp/hyosaku/i-hyosaku-form.html>

※ 結果報告書等は、総務省ホームページに掲載しています。

http://www.soumu.go.jp/mairi_sosiki/hyosaku/hyosaku_kanshi_n/ketsushu_nendo127.html

家畜伝染病対策に関する行政評価・監視<結果に基づく勧告>②

家畜伝染病対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告（概要）

勧告日：平成27年11月6日
勧告先：農林水産省、環境省

背景

- ◆ 平成23年4月、家畜伝染病予防法の改正により、家畜伝染病に対する防疫措置を強化
(法改正の主な内容) **発生予防** 畜産農家に対する消毒設備の設置義務、入国者に対する質問の権限付与など **まん延防止** 殺処分した家畜の埋却地等の確保義務など
✓ 平成22年に宮崎県で口蹄疫(牛・豚約30万頭殺処分)、22～23年に宮崎県等9県で高病原性鳥インフルエンザ(鶏約183万羽殺処分)が発生したことによる大きな被害が契機
- ◆ 近隣諸国(中国、韓国等)において、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等が継続的に発生
我が国でも平成26年4月～27年1月に高病原性鳥インフルエンザが熊本県等5県で発生(鶏約46万羽殺処分)
- ◆ 実効性のある対策が講じられるよう、法改正事項を中心に現場での発生予防・まん延防止対策の実施状況を調査(14動物検疫所、17道府県、20家畜保健衛生所等)

課題

発生予防対策の効果的・的確な実施

衛生管理基準の遵守

・度重なる指導にもかかわらず、畜産農家において消毒設備の未設置など衛生管理基準を不遵守

水際対策

・入国者に対する質問等の取組が不十分

主な勧告

■ 指導の徹底・厳正な対処

■ 質問等の有効性等の検証、見直し

まん延防止対策の迅速・的確な実施

被害想定に応じた人員の確保(動員計画)

・動員計画未作成の県あり

・県内最大規模の農場での発生を未想定、関係機関等との人員確保の事前調整も不十分

■ 動員計画の速やかな作成

■ 最大規模の農場での発生を想定した動員計画作成、関係機関等との速やかな調整

家畜伝染病対策に関する行政評価・監視＜結果に基づく勧告＞③

1 発生予防対策

調査結果

衛生管理基準の遵守

結果報告書P91～P116

- ・県の度重なる指導にもかかわらず、畜産農家において、消毒設備の未設置など衛生管理基準を不遵守
○畜産農家には衛生管理基準（農林水産大臣が定める飼養衛生管理基準）の遵守義務。都道府県が遵守を指導
⇒衛生管理基準を遵守していない1,794農場中、830農場（46%）が複数年連続で不遵守（平成23年4月～26年10月）
⇒830農場中、255農場（31%）が車両用の消毒薬を常備していないなど基本的な衛生管理に問題

水際対策

結果報告書P18～P22

- ・入国者に対する質問等の取組が不十分
○農林水産省（動物検疫所）は、空港等で、口蹄疫等の発生源（中国、韓国等）からの入国者に対し、質問票の配布又は家畜防疫官の口頭質問により消毒が必要な物品の有無を確認
⇒8空港（注）での質問票の配布は計画上、対象国からの到着便の2%
しかし、配布実績はこのうちの38%にとどまる
また、質問に対する回答率は質問票20%、口頭質問を加えても48%（平成25年度）
※農林水産省（動物検疫所）も現状の取組の有効性等の検証に着手
（注）成田、羽田、中部、関西、新千歳、福岡、宮崎、鹿児島各空港

野鳥監視

結果報告書P34～P39

- ・野鳥の糞便採取調査における採取地点・時期の見直しが不十分
○都道府県は、野鳥からの家畜伝染病の感染を防止するため、野鳥の糞便採取調査等を実施
⇒採取地点や時期の見直しを行わないまま、継続して調査を実施した結果、採取実績が全くない又は低調となっている例（平成23年10月～26年4月）あり（3/17県）

勧告

- 畜産農家への指導の徹底、厳正な対処について、都道府県を指導
（農林水産省）

- 質問等の取組について、有効性等の検証を早期に終え、必要な見直し
（農林水産省）

- 採取地点・採取時期を適時に見直すよう都道府県に助言
（環境省）

2 まん延防止対策

調査結果

結果報告書P195～P204

被害想定に応じた
人員の確保
(動員計画)

- ・動員計画未作成の県あり
 - ・県内最大規模の農場での発生を未想定、関係部局・機関との人員確保のための事前調整も不十分
 - 国は、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等について、初動措置等の具体的かつ技術的な指針として、特定家畜伝染病防疫指針を作成
 - 都道府県は、口蹄疫等の発生に備え、具体的な被害想定とそれに応じた人員の確保計画を作成
- ⇒口蹄疫の動員計画未作成（2/17県）
⇒動員計画を作成しているものの、県内最大規模の農場での発生を未想定
動員する関係機関等との事前調整が未了
(口蹄疫12/15県、高病原性鳥インフルエンザ11/17県)

勧告

- 動員計画の速やかな作成
 - 最大規模の農場での発生を想定した動員計画作成、関係機関等との事前調整の速やかな完了について都道府県を指導
- (農林水産省)

埋却地

結果報告書P205～P221

- ・殺処分した家畜の埋却地等が未確保の畜産農家あり
 - 畜産農家は、殺処分した家畜の処理のため、埋却地の確保又は焼却等の準備措置を講ずる義務
- ⇒県内農場のほぼ100%で埋却地等を確保済みの県（山梨、宮崎）がある一方、確保が遅れている県あり
(確保率60%未満：乳用牛2/17県、肉用牛6/17県、豚4/17県、鶏1/17県)

- 埋却地等の確保の促進、未確保農家への支援について都道府県を指導
- (農林水産省)

飼養衛生管理基準の見直しについて

1 背景

家畜の所有者が遵守すべき衛生管理方法を定めている飼養衛生管理基準(家畜伝染病予防法施行規則別表第2。以下「基準」という。)については、家畜伝染病予防法第12条の3第3項にに基づき、少なくとも5年ごとに再検討を行い、必要があると認めるときは、これを改正することとされている。

本年10月に現行基準が施行されて5年が経過することから、現在、この間の家畜衛生をめぐる情勢等を踏まえて、基準を見直す。

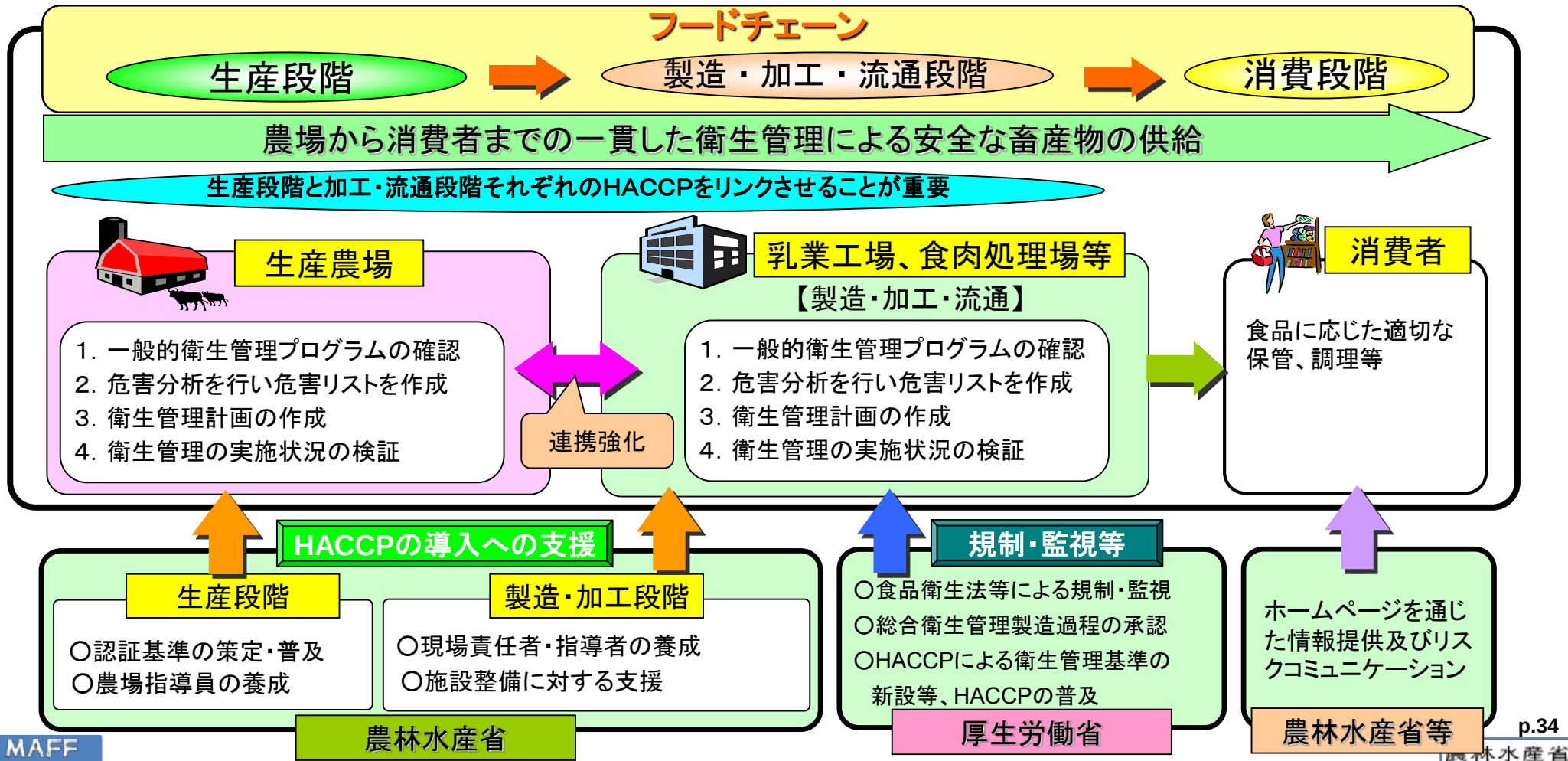
2 基準の見直しの方向

豚流行性下痢(PED)の疫学調査報告書、総務省による行政評価結果に基づく勧告等を踏まえ、主に以下のとおり、見直す予定。

- ① 家畜の排せつ物による病原体伝播の可能性が確認されたため、家畜の死体の保管並びに家畜の死体及び排せつ物を農場外に移動させる際の適切な措置を規定。
- ② 豚及びいのししにおいては、食品循環資源を原材料とする飼料の利用に当たり、原材料の詳細及び処理方法を把握していない事例が確認されたため、生肉が含まれる可能性がある飼料の加熱処理を規定。
- ③ 総務省による行政評価結果に基づく勧告において、農場における基準の遵守状況を的確に把握できるよう、基準の全項目を法第12条の4に基づく報告の対象とするべき旨の指摘があったため、同報告の様式(施行規則様式第14号)を改正。

我が国畜産物の安全の確保について

- ・ 畜産物による健康被害を防止するため、生産段階等や地域が連携し、食卓に届くまでの一貫したリスク低減のための衛生管理(フードチェーンアプローチ)が必要
- ・ このため、農林水産省においては、生産段階及び製造・加工段階に対する衛生管理の推進のための支援を実施



農場段階におけるHACCP方式を活用した衛生管理の推進

- ・農家段階におけるHACCPの考え方を取り入れた「衛生管理ガイドライン」を策定(平成14年度)
- ・家畜保健衛生所、生産者、畜産関係団体、獣医師等地域が一体となった生産段階へのHACCP手法導入を推進。
- ・農場指導員(家畜保健衛生所の職員等の獣医師をはじめとした、農場HACCPの導入・実施や認証取得を促す指導員)を養成するとともに(平成20年度～)、生産から加工・流通、消費まで連携した取組への支援を実施(平成21年度～)。
- ・HACCPの考え方に基づく衛生管理が行われている農場の認証基準を公表(平成21年度)するとともに、認証制度の構築を推進。
- ・民間での農場HACCPの認証手続きが開始(平成23年度～)。

- ・ 認証基準の普及 : 衛生管理を行う場合のチェックポイントの整理
- ・ 農場指導員の養成 : 実施マニュアル作成等を指導し認証取得を促す



認証制度の構築

農場指導員

約1,900名(平成28年3月時点)

HACCP方式取組農家

取組農家戸数: 4,934 (平成28年3月時点)

認証機関数: 2

(平成28年3月時点)

農家毎の実施マニュアル作成

- ・ 危害因子調査
(サルモネラ菌・大腸菌O157・抗菌性物質等)
- ・ 危害分析(HA)
- ・ 重要管理点(CCP)の設定
- ・ 実施マニュアルの作成

農場モニタリング
検査・改善指導

認証農家戸数: 87

(平成28年6月時点)

実践

HACCPの考え方に基づく衛生管理の実施

検証

適切な衛生管理
の見直し

と畜検査情報等
のフィードバック

【衛生管理ガイドライン】

HACCPの考え方に基づき、危害を制御又は減少させる手法について畜種ごとに設定。

【鶏卵のサルモネラ総合対策指針】

衛生管理ガイドラインのうち、鶏卵のサルモネラ汚染をコントロールするための指針。

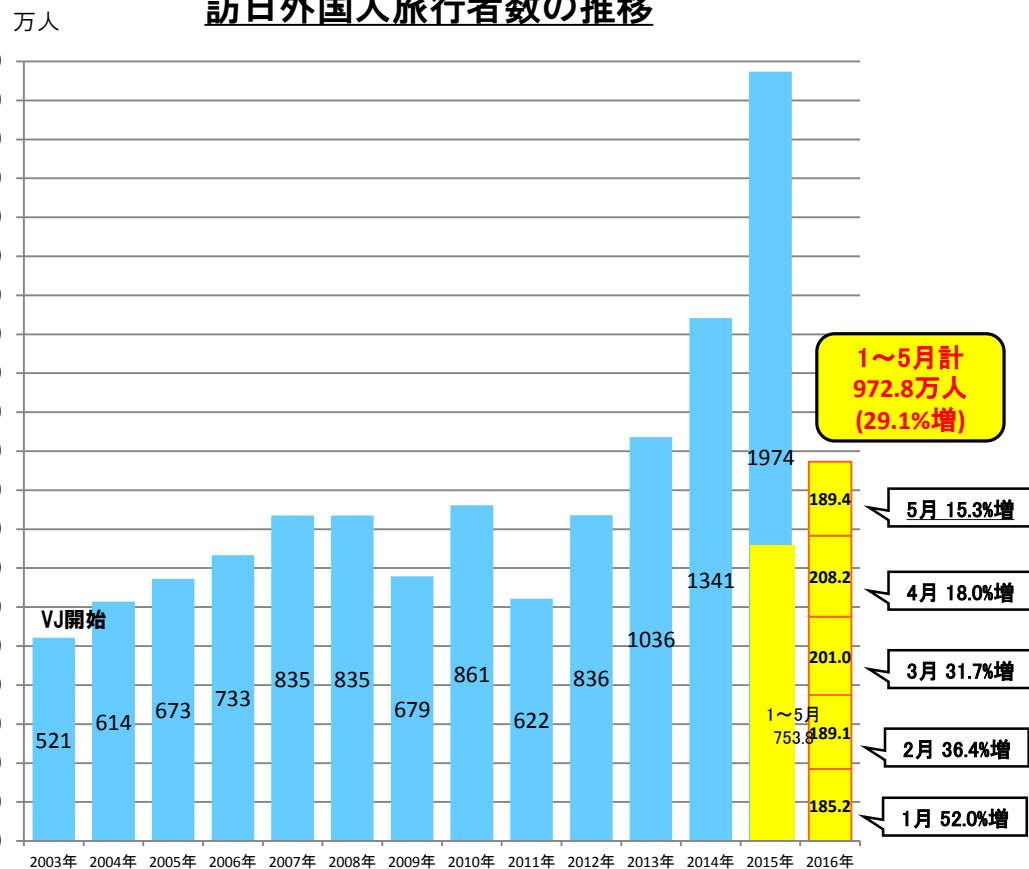
消費者の求める安全な畜産物の生産

畜産物に対する消費者の信頼確保

2016年5月の訪日外国人旅行者数

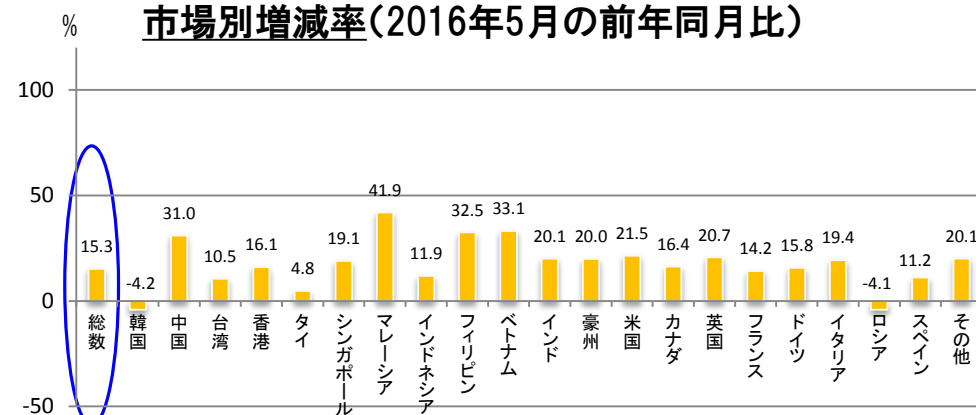
- 2016年5月の訪日外国人旅行者数は、当月として過去最高となる189.4万人となった。
- 大型クルーズ船の寄港数増加や夏季ダイヤにおける航空便数の拡大、航空会社との共同キャンペーン等の効果により、全体としては堅調に推移している。
- 一方で、最近のアジア諸国の経済情勢に加え、熊本地震の影響等により韓国からの訪日客が減少したこと等から、伸び率は前年比15.3%増となった。
- 市場別では、インドにおいて、単月として過去最高を記録したほか、韓国、ロシアを除く18市場が5月として過去最高を記録した。

訪日外国人旅行者数の推移

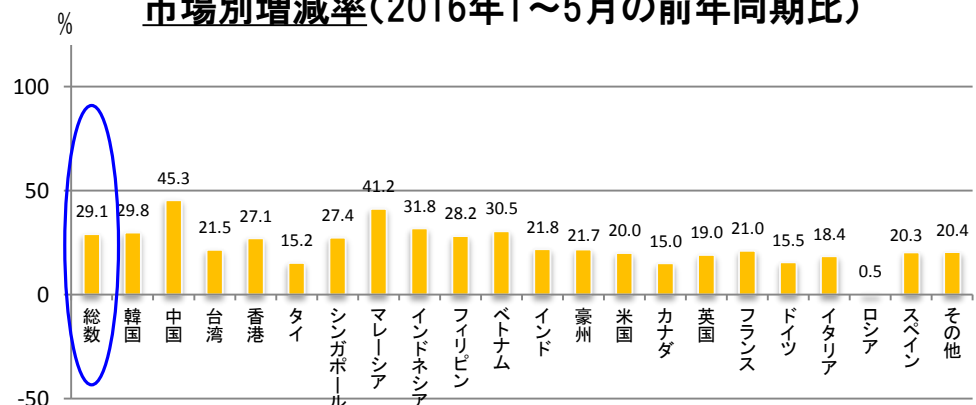


注) 2015年、2016年1~3月の値は暫定値、2016年4月~5月の値は推計値、%は対前年(2015年)同月比

市場別増減率(2016年5月の前年同月比)



市場別増減率(2016年1~5月の前年同期比)

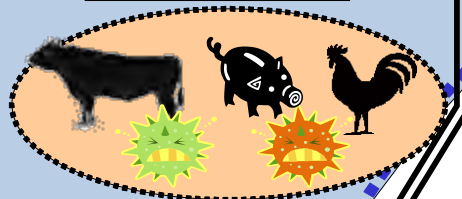


(出典)JNTO(日本政府観光局)

口蹄疫等の侵入防止のための水際検疫の強化

- ・ 韓国等東アジアにおける口蹄疫の発生を受け、国内への侵入を防ぐため、空海港での入国者の靴底消毒・車両消毒や、旅客への注意喚起や検疫探知犬を活用した抜き打ち検査などの動物検疫措置について一層の強化・徹底を実施。
- ・ 平成23年4月の家畜伝染病予防法の改正に伴い、本病の発生国からの入国者に質問を実施したり、携帯品の検査や必要に応じた消毒を実施することができるようになるなど、ウイルス侵入防止措置をより一層強化。

発生国・地域



国際空海港における旅客に対する水際対策

動物検疫に関する注意喚起



検疫探知犬による手荷物検査



発生国からの入国者への質問の実施



消毒マットを用いた靴底消毒



Q 1.
過去1週間以内に牛、豚、鶏などの家畜に接触したり、牧場、と畜場などの畜産施設に立ち寄りましたか？

Q 2.
家畜やその糞尿、牧場等の土に触れた衣類や靴などを所持していますか？ ハム、ソーセージなどの肉製品を所持していますか？

Q 3.
日本国内で、1週間以内に家畜に触れる予定がありますか？

(必要に応じ、英語、中国語、韓国語等を記載した資料を使用)

主要空港における水際検疫状況(例)



入国エリア
(靴底消毒マット及びポスター貼付状況)

出国エリア
(電子モニター及びポスター貼付状況)

リオオリンピックに合わせた広報ポスター

- 旅行客が増加する時期にあわせ、職員が広報用ポスターを作成し、各空海港に設置。



＜動物検疫及び植物防疫＞



＜動物検疫＞

動物検疫に関する入国者への質問

牧場などの畜産関連施設に立ち寄った際に着用していた衣類、靴や使用された器具などを携帯しているかどうか、肉製品を所持しているかどうか等について、入国者に対し質問するとともに、必要に応じて消毒の措置を講じているところ。

口頭質問による対応



家畜に触れましたか？ 家畜の糞尿に触れた衣服や靴をお持ちですか？

ハムなどの肉製品をお持ちですか？ 日本国内で家畜に触れる予定はありますか？

はい・いいえ

動物検疫所

質問票による対応

動物検疫に関する質問票	
質 問	回 答
1. 過去1週間以内に牛、豚、鶏などの家畜に触れたり、牧場、と畜場などの畜産施設に立ち寄りしましたか？	はい・いいえ ☒ ☐
2. 家畜やその糞尿に触れた衣類や靴などを所持していますか？ ハムなどの肉製品を所持していますか？	☐ ☐
3. 日本国内で、1週間以内に家畜に触れる予定がありますか？	☐ ☐

空海港における靴底消毒・車両消毒・携帯品消毒

○ 国際線の到着する全ての空海港において、入国者の靴底消毒を実施



到着エリアの入国審査場エリアやボーディングブリッジなど、全ての旅客が通過する場所に消毒薬の浸透したマットを設置



ポスターやアナウンスによる周知



より分かりやすくなった新しい消毒マット
順次導入予定

○ フェリーにより上陸する車両は、消毒用マットに加え、国内発生時の消毒ポイントと同様、タイヤ周りの噴霧消毒を実施。



車両用消毒マット



噴霧消毒

○ 入国者の手荷物で持ち込まれる靴等についても消毒を実施。



靴底消毒

日本全国で活躍する検疫探知犬

🐾 現在、次の8カ所の空港や郵便局で、22頭の検疫探知犬が働いています。



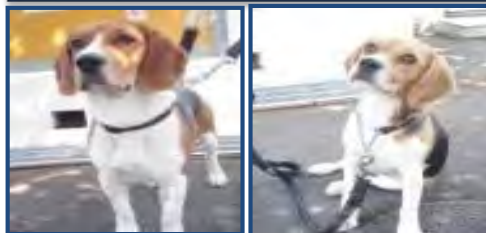
中部国際空港



ハンター

リトルマン

新千歳空港



ナイトロ

ロキシー

成田国際空港



ティナ

ギャリー

アルバート

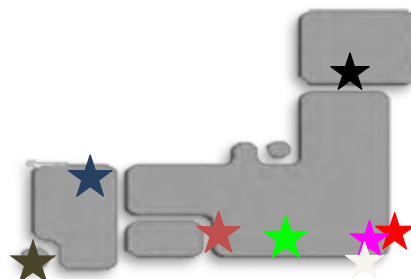
バイユー

福岡空港



タンク

アリーシャ



東京（羽田）国際空港



バックキー

ニール

ダブ

タリー

那覇空港



シーザー

ラスティ

関西国際空港



セシル

フジ

ボウ

ジャグ

川崎東郵便局



ハーパー

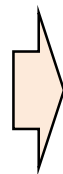
ビーン

検疫探知犬による探知活動

＜探知活動の流れ＞



手荷物検査場において、旅客の手荷物の臭いをかいで、対象物を探します。



対象物を発見すると、座り込んでハンドラーに知らせます。



ハンドラーからの知らせを受けた家畜防疫官（動物検疫所職員）が手荷物検査を実施します。

＜探知対象物＞

・肉類



・ハム、ソーセージ類



・餃子等の肉製品



・果物（動植物探知犬の場合）



＜検疫探知犬による摘発実績＞

成田国際空港・・・3,410件

羽田国際空港・・・2,813件

関西国際空港・・・2,991件

中部国際空港・・・2,102件

福岡国際空港・・・ 142件

川崎東郵便局・・・ 209件

（H26年）

成田空港で活動中の検疫探知犬



ギャリー号（オス、2歳） ティナ号（メス、3歳）

携帯品として持ち込まれる畜産物に対する検疫対応の強化

外国人技能研修生・留学生の受け入れ団体に事前対応型の周知活動を強化



携帯品として持ち込まれる鶏肉等から高病原性鳥インフルエンザのウイルスが分離



JITCO 公益財団法人 国際研修協力機構

HOME 技能実習制度・「研修」 事業紹介
広報・啓発活動 JITCOについて

お知らせ

日本への肉製品の持ち込みなどについて

2016年2月5日

日本への肉製品の持ち込みなどについて、農林水産省動物検疫所より、以下のとおり注意喚起、周知に関する依頼がありました。監理団体及び実習実施機関各位におかれましても、十分なご対応をお願い申し上げます。

モニタリング検査（平成27年6月～）

仕出国	畜肉種	分離数	分離ウイルス
中国	あひる肉	4	H9N2AIV(2株) H5N6AIV(1株) H7N9AIV(1株)
	鶏肉	2	H9N2AIV(1株) H5N1AIV(1株)
台湾		1	H9N2AIV
フィリピン		1	NDV

検疫探知犬の活用

検疫探知犬とは・・・

- ・手荷物の中から動物検疫の検査を必要とする肉製品や農産物をかぎ分けて発見する訓練を受けた犬。
- ・海外のいくつかの国で既に導入されており、日本では平成17年12月に成田空港に初めて導入。その後、主要空港に導入している。

探知業務



対象物を発見すると、座り込んでハンドラーに知らせる。



ハンドラーからの知らせを受けた家畜防疫官（動物検疫所職員）が手荷物検査を実施。

探知対象物

肉類

ハム、ソーセージ類



餃子等の肉製品

果物



中部空港で活躍する検疫探知犬



ハンター号
2011年8月31日
生まれ
性別：♂

リトルマン号
2011年8月31日
生まれ
性別：♂



検疫探知犬による摘発実績

平成27年 (速報値)	禁止品	
	件数(件)	数量(KG)
北海道出張所	598	304
川崎出張所 (国際郵便局)	1,952	2,284
成田支所	3,118	4,550
羽田空港支所	3,326	4,218
中部空港支所	2,065	3,818
関西空港支所	4,222	7,042
門司支所 (福岡空港)	1,151	1,486
沖縄支所	226	79
計	16,658	23,781

沖縄支所は平成27年3月探知犬導入

p.45

多言語HPによる動物検疫・水際対策の情報提供について

- 動物検疫所ホームページ(URL: <http://www.maff.go.jp/aqs/languages/info.html>)に、英語のページに加え、動物検疫・水際対策に関する中国語(簡体語・繁体語)、韓国語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ミャンマー語のページを追加。
- 今後、フランス語、スペイン語表記のページを追加予定。

動物検疫所

動物検疫とは | 動物の輸出入 | 畜産物の輸出入 | ペットの輸出入 | 水産動物の輸入

文字の大きさ・色を変えるには | English | このサイトの使い方 | サイトマップ

韓国・済州島で豚コレラ発生
輸入禁止

Animal quarantine information for travellers to Japan
English | 中文 | 한국어 | Tiếng Việt | TAGALOG

平成28年7月27日から
水産動物の新たな輸入防疫制度が始まります

重要なお知らせ
海外に行かれる皆様へ！！

動物検疫所案内

- 組織の概要
 - 所在地一覧
 - 広報資料
 - 採用情報
 - 調達情報・入札公告
- 関係法令
 - 家畜伝染病予防法
 - 狂犬病予防法
 - 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
 - 水産資源保護法
 - 輸出入の家畜衛生条件
 - 通知一覧
- 手続き案内
 - 電子手続きをする方
 - NADCS(動物検疫関連業務)
 - 電子政府の総合窓口

スマートフォンアプリを活用した動物検疫・水際対策の情報提供について

- 成田空港株式会社が提供するスマートフォン用アプリ「TABIMORI」において、動物検疫・水際対策の情報を提供
- 日本語・英語で、水際対策に関する注意喚起、畜産物の輸出入手続等を案内



1 アプリをインストール後、
「TABIMORI」にアクセスする
（「Google play」、「App store」でインストール可能（無料））

2 情報サイトに移動



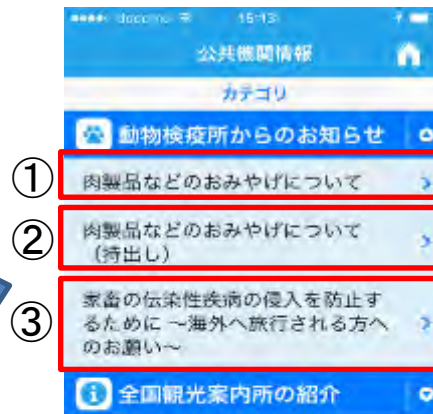
（1枚目）
乗換案内
免税品予約 等

3 公共機関情報に
アクセスする



（2枚目）
公共機関情報
大使館リスト 等

4 動物検疫所からのお知らせ
ページに移動



- ① 肉製品などのおみやげについて
- ② 肉製品などのおみやげについて
（持ち出し）
- ③ 家畜の伝染性疾病の侵入を防止する
ために～海外へ旅行される方へ
のお願い～

①畜産物の持込み



②畜産物の持出し



③水際対策に関する
注意喚起



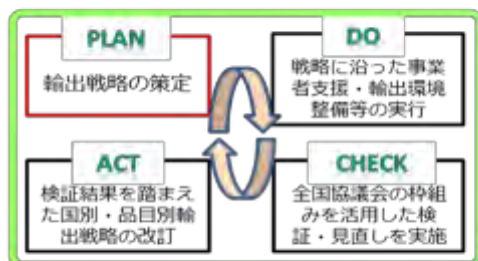
農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略

国別・品目別輸出戦略

農林水産物・食品の輸出額を

2020年までに1兆円規模へ拡大

1兆円



約4,500億円

中間目標
7,000億円

【2012年】		【2016年】		【2020年】	
水産物 1,700億円	ブランディング、迅速な衛生 証明書の発給体制の整備など 「食文化・食産業」の海外展開に伴 う日本からの原料調達増加など 現地での精米や外食への販売、コメ 加工品（日本酒等）の重点化など 日本式構法住宅普及を通じた 日本産木材の輸出など 産地間連携による供給体制整備、 ジャパン・ブランドの育成など 新規市場の戦略的な開拓、 年間を通じた供給の確立など 欧米での重点プロモーション、 多様な部位の販売促進など 日本食・食文化の発信と合わせ た売り込み、健康性のPRなど	水産物 2,600億円	EU、ロシア、東南 アジア、アフリカ など EU、ロシア、東南アジ ア、中国、中東、ブラ ジル、インドなど 台湾、豪州、EU、 ロシアなど 中国、韓国など EU、ロシア、シンガ ポール、カナダなど EU、ロシア、東南アジ ア、中東など EU、米国、香港、 シンガポール、タイ、 カナダ、UAEなど EU、ロシア、米国 など	水産物 3,500億円	
加工食品 1,300億円		加工食品 2,300億円		加工食品 5,000億円	
コメ・コメ加工品 130億円		コメ・コメ加工品 280億円		コメ・コメ加工品 600億円	
林産物 120億円		林産物 190億円		林産物 250億円	
花き 80億円		花き 135億円		花き 150億円	
青果物 80億円		青果物 170億円		青果物 250億円	
牛肉 50億円		牛肉 113億円		牛肉 250億円	
茶 50億円		茶 100億円		茶 150億円	

総理によるトップセールス

■ 平成26年5月5日

パリでの日仏友好和食レセプション

安倍総理のフランス訪問の際に、パリで和食を紹介するレセプションを実施。

解禁後初となる和牛の料理を提供



■ 平成27年3月14日

国連防災会議和食レセプション

国連防災世界会議に参加されている総勢約1000名近くの世界各国のVIPに対して、安倍総理による、東北産品のPRを実施。

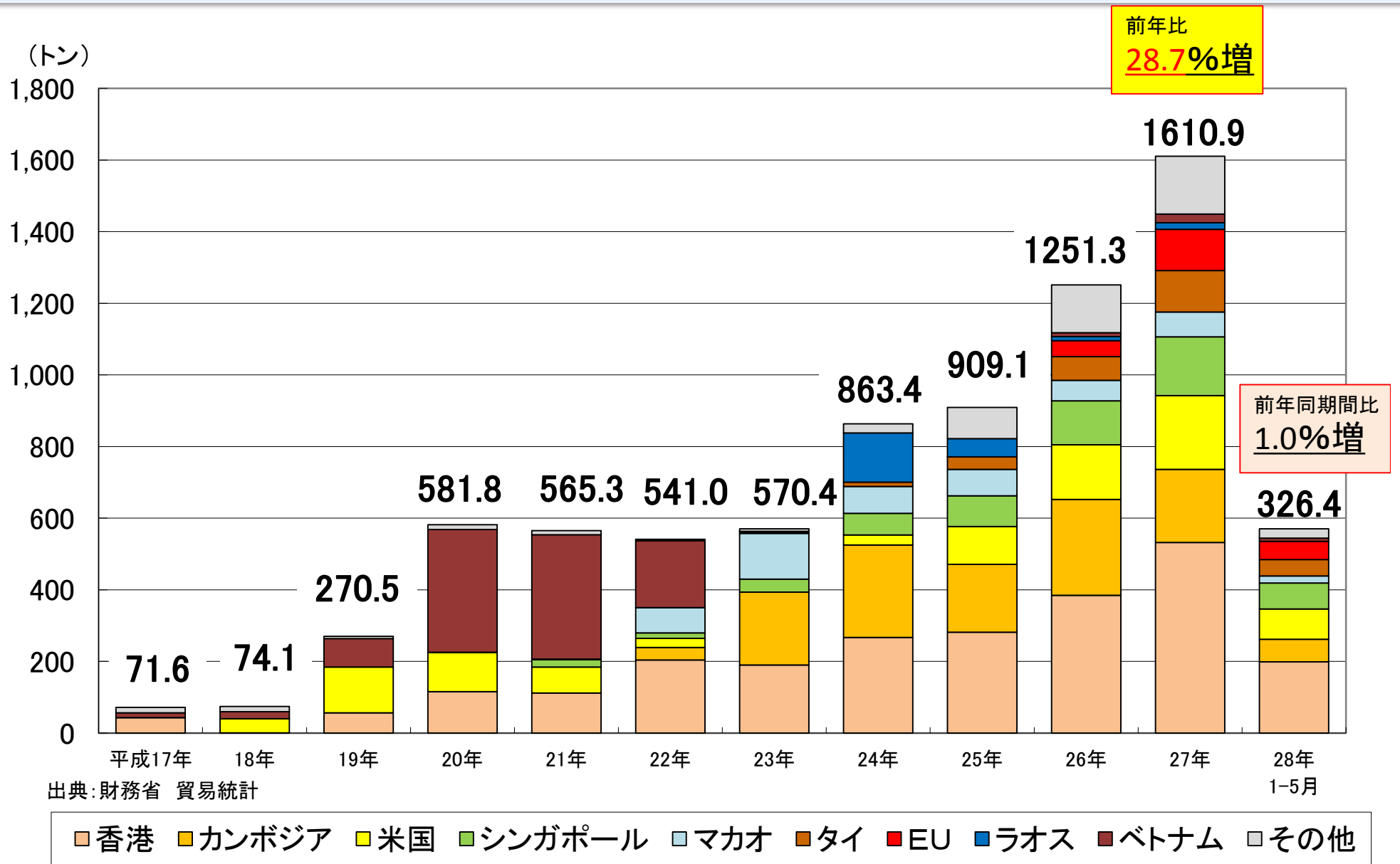


■ 平成27年9月27日 ニューヨークでの和食レセプション

国連総会出席のために訪米されている大統領、副大統領、首相、外相、国際機関関係者等 約250名を国連大使公邸に招き、安倍総理による日本産のコシヒカリ(滋賀県産)、和牛(群馬県産)、京野菜漬け物(壬生菜、賀茂なす、ミョウガ)等を使用した寿司で日本産品のPRを実施。



牛肉の輸出量・輸出先国の推移



平成28年5月現在

● 口蹄疫発生時の地域主義の適用

＜2010年宮崎県での発生時＞

香港、マカオ・・・制限区域外からの輸入を許可

● 高病原性鳥インフルエンザ発生時の地域主義の適用

＜2014年4月熊本県での発生時＞

シンガポール、香港・・・発生県以外からの輸入を許可

カンボジア、モンゴル・・・制限区域外からの輸入を許可

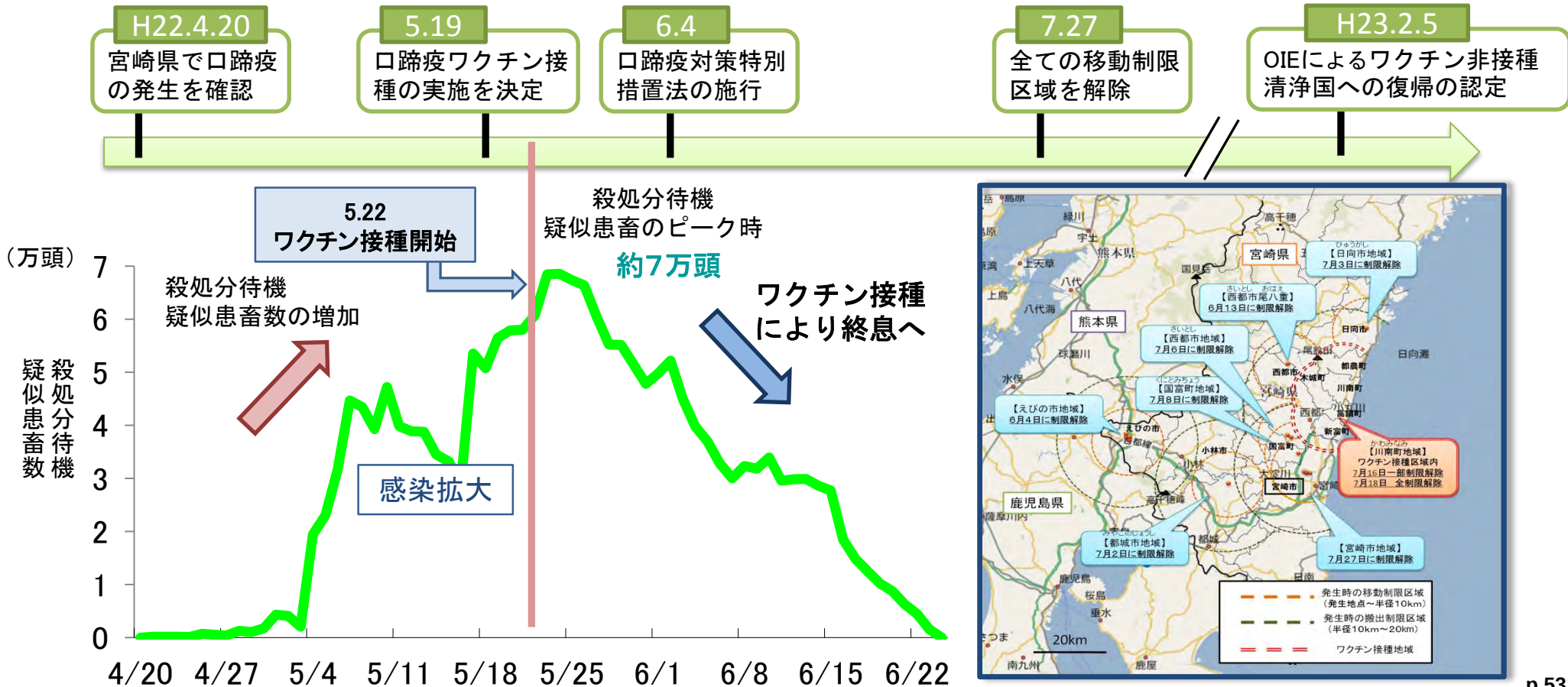
＜2014年12月宮崎県、山口県、岡山県、佐賀県での発生時＞

香港・・・発生県以外からの輸入を許可

ベトナム・・・制限区域外からの輸入を許可

平成22年の宮崎県における口蹄疫の発生及び防疫措置

- 平成22年4月20日、宮崎県において我が国で10年振りに発生(292戸で発生、210,714頭を殺処分)。
- 移動制限や感染家畜の処分、消毒等の防疫措置を実施したものの、宮崎県東部において局地的に感染が急速に拡大したことから、我が国で初めての緊急ワクチン接種を実施(ワクチン接種殺処分:87,094頭)。



平成22年の口蹄疫発生時、畜産物の輸出停止から再開までに要した期間

- 2010年4月20日、宮崎県で口蹄疫が発生し、輸出検疫証明書の発行を停止。
- 我が国における口蹄疫対策の進展等を踏まえて輸出再開を要請し、さらに相手国からの要請に応じて質問票への回答、現地査察の受け入れ等を実施。

1. 日本全土からの牛肉の輸出停止

国名・地域名	輸出停止期間 () 内は輸出再開年月日
米国	2年4か月 (平成24年8月18日)
カナダ	2年 (平成24年4月25日)
ベトナム	3年11か月 (平成24年3月20日)
タイ	1年 (平成24年4月22日)

2. 地域主義を適用した牛肉の輸出停止

国名・地域名	輸出停止期間 () 内は輸出再開年月日
シンガポール	宮崎県以外 6か月 (平成22年10月12日)
	宮崎県 7か月 (平成22年11月12日)
香港	宮崎県以外 10日 (平成22年4月30日)
	宮崎県 3か月 (平成22年7月27日)

平成26-27年シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザの発生について

発生概要					防疫対応状況			
事例		発生日※1	発生場所	飼養羽数 /種別	防疫措置 (殺処分、消毒等)	清浄性 確認検査	搬出制限区域 解除	移動制限区域 解除
①	宮崎県 1例目	2014年 12月16日	宮崎県 延岡市	3,870羽 肉用種鶏	12月16日完了	12/27～12/31	12月31日解除	1月7日0時解除
②	宮崎県 2例目	2014年 12月28日	宮崎県 宮崎市	42,155羽 肉用鶏	12月29日完了	1/9～1/13	1月13日解除	1月20日0時解除
③	山口県	2014年 12月30日	山口県 長門市	32,770羽 肉用種鶏	1月1日完了	1/12～1/16	1月16日解除	1月23日0時解除
④	岡山県	2015年 1月15日	岡山県 笠岡市	199,160羽 採卵鶏	1月23日完了	2/3～2/7	2月7日解除	2月14日0時解除
⑤	佐賀県	2015年 1月18日	佐賀県 有田町	72,900羽※2 肉用鶏	1月20日完了	1/31～2/5	2月5日解除	2月11日0時解除

※1 遺伝子検査(各県で実施し、結果等について(独)動物衛生研究所より技術的助言)によりH5亜型陽性(疑似患畜)と判明した日

※2 関連農場(飼養管理者が発生農場の飼養管理をおこなっていたため、疑似患畜の発生農場と判定された農場)を含む



我が国における高病原性鳥インフルエンザ発生後の検疫協議

- 2014年12月16日以降、我が国において以下の通り、高病原性鳥インフルエンザが発生。
 - ・宮崎県(2014年12月16日、29日)
 - ・山口県(2014年12月30日)
 - ・岡山県(2015年1月15日)
 - ・佐賀県(2015年1月17日)
- 新たな発生が確認された場合、我が国は輸出検疫証明書の発行を自主的に停止すると同時に、本発生に関する情報を提供しつつ、輸出先国の対応を照会。
- 全ての移動制限が解除されたことを受け、早期再開を各国に要請(2月14日)。
また、OIEに対し清浄化宣言するとともに、改めて早期再開を各国に要請(4月24日)。

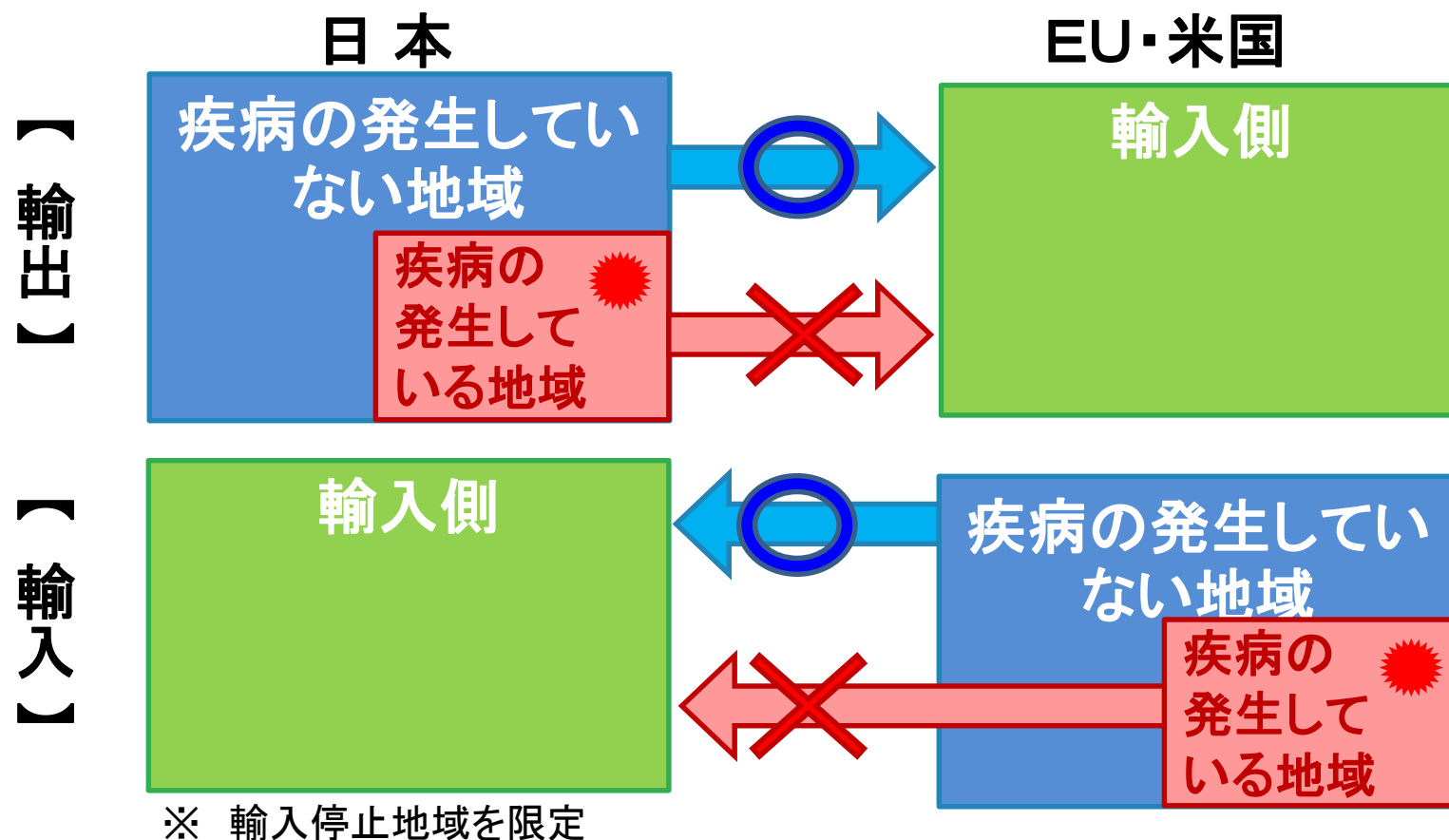
国名・地域名	我が国の対応		各国の対応
香港	1月17日夜 輸出検疫証明書の発行を 自主的に停止	→	宮崎県、山口県、岡山県、佐賀県以外の家きん肉・卵の輸入を再開(1月19日)→宮崎県、山口県から再開(4月2日) →全国から輸入再開(4月24日)
シンガポール		→	沖縄県産の家きん卵のみ輸入を再開(1月19日)→岡山県、佐賀県を除き再開(4月14日) →全国から輸入再開(4月28日)
ベトナム	宮崎県の発生 (12月16日)以降 自主的に停止	→	制限区域が設定されていた地域以外からの家きん肉及び家きん肉製品の輸入を再開(3月24日) →全国から輸入再開(5月15日)
モンゴル		→	引き続き停止中 (モンゴルは、リスク評価のための現地調査を要求)

※カンボジアは2月16日までに全国からの家きん肉の輸入を再開。

(2015年5月15日現在)

動物検疫システムの相互認証体制の構築

EU・米国に対し、家畜疾病が発生した場合に輸入停止地域を発生地域に限定する動物検疫システムの相互認証に向けた専門家協議を開始（日EU・EPA交渉と切り離して協議）。



万が一、国内で家畜疾病が発生した場合、我が国からの畜産物輸出の全面ストップを回避。また、輸出国で発生した場合でも、我が国への輸入に当たっての貿易上の混乱を回避。

乳・乳製品の動物検疫上の取扱いについて

品目			輸入形態	
	HSコード	製品例	貨物	携行品
乳・乳製品	0401	脱脂粉乳	検疫対象 輸出国政府機関発行の以下内容の検査証明書を求める。 □ 蹄疫清浄国産 : 蹄疫清浄国由来であること等、 □ 蹄疫非清浄国産 : 加熱等の病原体不活化処理工程を経たこと等	
	～	ホエイ ナチュラルチーズ バター		
	0406	濃縮乳		
	1702	乳糖		
	3501	カゼイン		
	3502	ラクトアルブミン		
	2309	飼料用乳調製品		
乳・乳製品 を含むもの	1806	アイスクリーム、	検疫対象外	
	1901	アイスクリームミックス、		
	1902	ベーキングミックス、		
	1905	グラタン、ピザ、		
	2101	育児用調製粉乳		
	2105	お菓子		
	2106 等	等		

検疫対象

輸出国政府機関発行の以下内容の検査証明書を求める。

- 蹄疫清浄国産 : 蹄疫清浄国由来であること等、
- 蹄疫非清浄国産 : 加熱等の病原体不活化処理工程を経たこと等

2016年10月公布(予定)



(周知期間)

2017年11月施行(予定)

検疫対象外

日本からの畜産物の輸出に関する動物検疫の現状

1. 輸出が可能な主な品目及び国・地域

(平成28年7月6日現在)

品目		国・地域	貿易量(平成27年)
牛肉		香港、マカオ、タイ、シンガポール、フィリピン、ベトナム、カンボジア、ミャンマー、インドネシア、タジキスタン、モンゴル、UAE、カタール、バーレーン、EU、ロシア、米国、カナダ、メキシコ、ブラジル※ ¹ 、ニュージーランド、豪州(常温保存可能牛肉製品)※ ² 等	1,611トン(110億円)
豚肉		香港、マカオ、台湾、シンガポール、ベトナム、カンボジア、ドバイ等	1,497トン(8億円)
家きん肉		香港、ベトナム、カンボジア等	9,031トン(17億円)
殻付き家きん卵		香港、台湾、シンガポール等	2,308トン(6億円)
乳製品	LL牛乳	香港、台湾、韓国、タイ、シンガポール等	3,368トン(7億円)
	チーズ	香港、マカオ、台湾、タイ等	552トン(8億円)
	育児用粉乳	香港、マカオ、台湾、ベトナム、パキスタン等	3,243トン(53億円)
	アイスクリーム	香港、マカオ、台湾、シンガポール、米国等	3,545トン(20億円)
牛皮		香港、台湾、韓国、タイ、ベトナム、インド等	8,738トン(25億円)
豚皮		香港、台湾、韓国、タイ、フィリピン、ベトナム等	65,638トン(90億円)

※¹ 地方自治体及び動物検疫所への通知後、証明書の発行が開始され、実際の輸出が可能となる。

資料:財務省「貿易統計」

※² 牛肉の貿易量には含まない

2. 輸入解禁を要請し、協議中の国・地域

○牛肉:豪州、台湾、中国、韓国、マレーシア、ブルネイ、トルコ、イスラエル、サウジアラビア、クウェート、レバノン、南アフリカ、ペルー、チリ、アルゼンチン、ウルグアイ

○豚肉:EU、米国、韓国、タイ、フィリピン

○家きん肉: EU、米国、ロシア、台湾、中国、韓国、マカオ、シンガポール、インドネシア、フィリピン、マレーシア、モンゴル、パキスタン

○家きん卵: EU、米国、ロシア、マカオ、韓国、インドネシア、フィリピン、マレーシア ○家きん卵(携帯品): シンガポール

○乳・乳製品:EU、中国 ○牛・豚原皮:中国

シンガポール向け畜産物の携帯品(おみやげ等)輸出実績について

(単位:kg)

検査場所	品目数量合計	うち販売業者による申請				うち個人による申請	
		牛肉・加工品		豚肉・加工品		牛肉・加工品	
		牛肉・加工品	豚肉・加工品	牛肉・加工品	豚肉・加工品	牛肉・加工品	豚肉・加工品
中部空港	4,147.12	3,561.72	575.00	10.40	0.00		
羽田空港	1,027.93	889.44	83.78	44.11	10.60		
成田空港	36.09	11.00	0.24	21.91	2.94		
東京出張所	14.00	14.00	0.00	0.00	0.00		
福岡空港	13.68	4.58	0.00	5.10	4.00		
博多出張所	3.66	1.00	2.66	0.00	0.00		
高松空港	3.00	3.00	0.00	0.00	0.00		
神戸支所	8.65	7.90	0.75	0.00	0.00		
関西空港	1.00	1.00	0.00	0.00	0.00		
合計	5,255.13	4,493.64	662.43	81.52	17.54		
		5,156.07		99.06			

牛肉:約8,479万円 (平均18,533円/kgで算出)
豚肉: 約181万円 (平均2,660円/kgで算出)

集計期間:2016年1月15日～7月12日
※動物検疫所検査実績による

越境性動物疾病

transboundary animal diseases (TADs)

「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」

国際連合食糧農業機関(FAO)/国際獣疫事務局(OIE)による定義

日本における主な家畜伝染性疾病的清浄性ステータス

- BSE : 無視できるリスク国 (2013年5月OIE認定)
- 口蹄疫 : ワクチン非接種清浄国 (2011年2月OIE認定)
- 豚コレラ : 清浄国 (2015年5月OIE認定、2007年4月清浄宣言)
- アフリカ豚コレラ : 清浄国
- 高病原性鳥インフルエンザ : 清浄国 (2015年4月清浄宣言)
- ニューカッスル病 : 清浄国 (2012年9月清浄宣言)
- 結核病 : 撲滅対策中
- ブルセラ病 : 撲滅対策中

牛疫の撲滅

- 牛疫ウイルスが牛、水牛、めん羊や山羊に感染する伝染病であり、感染すると、激しい下痢の後、起立不能などを起こし、高い確率で死亡
- 我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出と殺処分が義務付け
- 18世紀にヨーロッパで流行し2億頭の牛が死亡するなど、非常に恐れられた病気
- FAO及びOIEにより撲滅キャンペーンが進められた結果、2011年5月に開催された第79回OIE総会において撲滅が宣言
- 2015年5月に開催された第83回OIE総会において、動物衛生研究部門が「牛疫ウイルス所持施設」として認定（アジアで唯一、世界4か国のみ）
- 2016年5月に開催された第84回OIE総会において、動物衛生研究部門が牛疫のレファレンスラボラトリーとして認定（アジアで唯一、世界3か国のみ）

口蹄疫等防疫に関する日中韓等東アジア地域シンポジウム

- 東アジア地域における口蹄疫等の越境性動物疾病の発生拡大の防止に向けて、関係国が情報交換を行うことを目的に開催。
- 2011年から毎年、日中韓の持ち回りで実施し、今年度(6回目)は中国で開催予定。
- 2015年より、鳥インフルエンザについてもテーマとして追加。



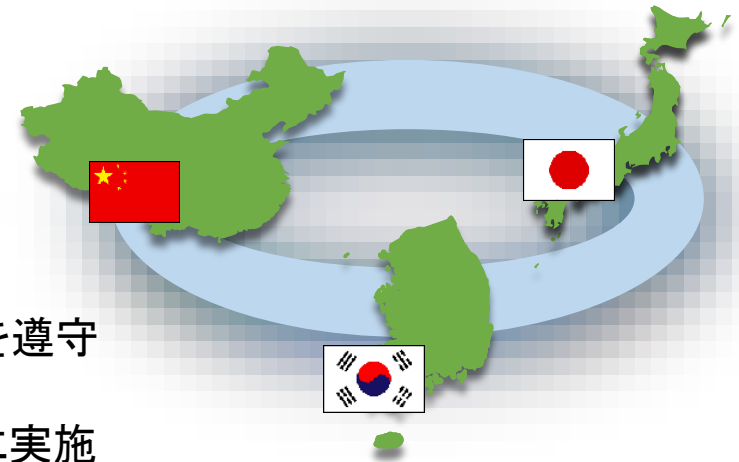
2014年 東京



2015年 ソウル

越境性動物疾病への対応に関する日中韓の協力覚書

○2015年9月13日に「第2回日中韓農業大臣会合」(東京)において、「越境性動物疾病への対応に関する協力覚書」に署名。



1. 一般原則

- 平等、相互関係、相互利益
- WTO／SPS協定並びにそれぞれの国内法令及び規則を遵守
- OIE等国际機関の目標及び活動に協調又は支持
- 共同活動の促進のため、実務者レベルの協議を定期的に実施

2. 協力分野

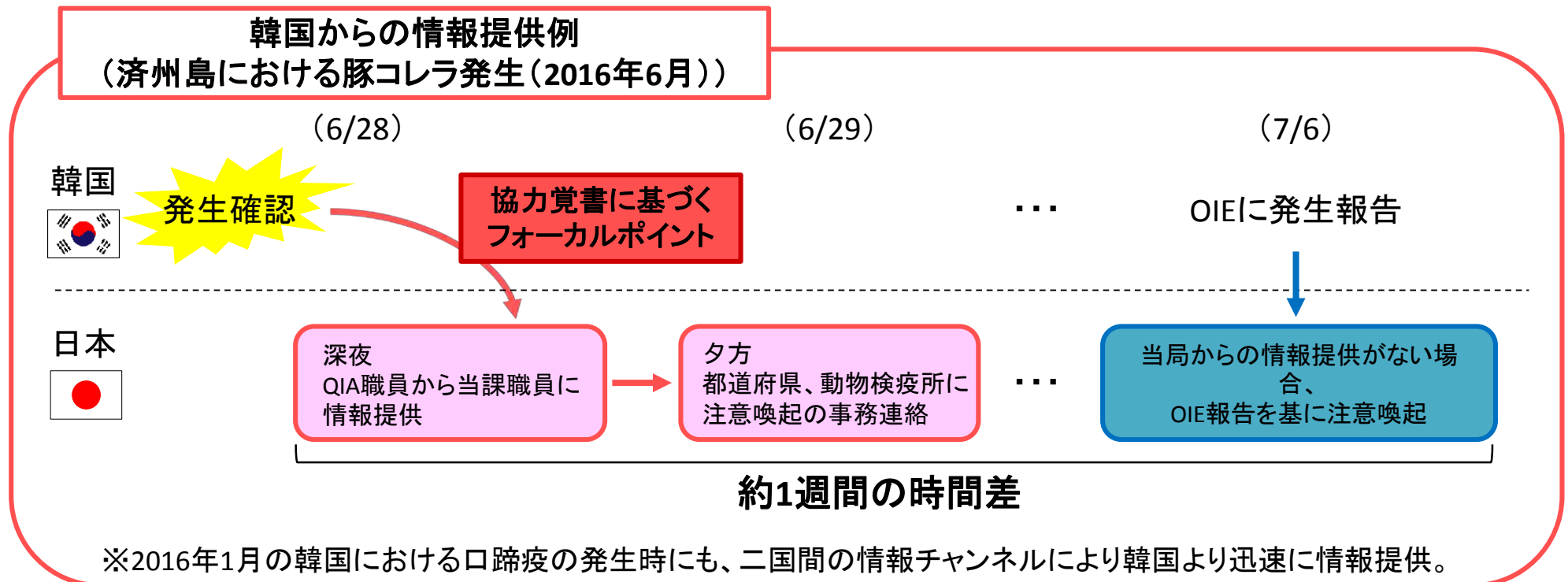
動物衛生情報の共有、サーベイランス・通報・疫学調査、ウイルス等の交換、診断技術・ワクチンの研究、渡り鳥の鳥インフルエンザ、人材育成、防疫対応、リスクコミュニケーション等

3. 協力体制

フォーカルポイントを介した情報共有、共同ワーキンググループやプログラムの設立、専門家・職員の交流、学術会議・ワークショップ、共同演習

越境性動物疾病発生時の韓国との情報共有

- 「越境性動物性疾病への対応に関する協力覚書」に基づき、韓国当局から豚コレラの発生に関する情報の提供。
- この情報を基に、都道府県、動物検疫所等関係各所に対し迅速な注意喚起・情報提供。
- 韓国当局からのOIE通報に基づく場合と比較して、約1週間早く対応が可能。



最近の中国及び韓国との協力例

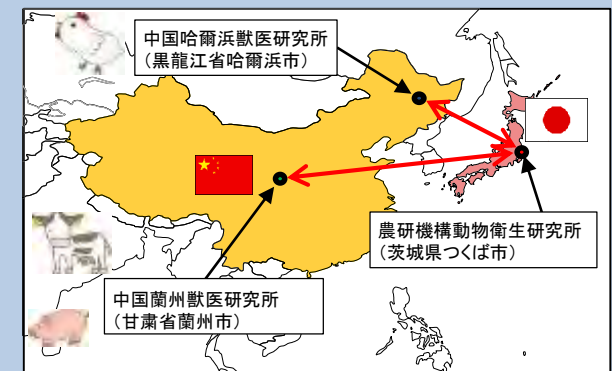
1. 越境性動物疾病の発生状況、防疫措置等に関する情報共有

- ・日韓技術会合の開催
2015年11月(韓国)、2016年6月(日本)



2. 国立研究所間のMOU締結

- ・動物衛生研究所(日本)
 - ⇔ 蘭州獣医研究所(中国)2016年3月
 - ⇔ 哈爾濱獣医研究所(中国)2016年3月

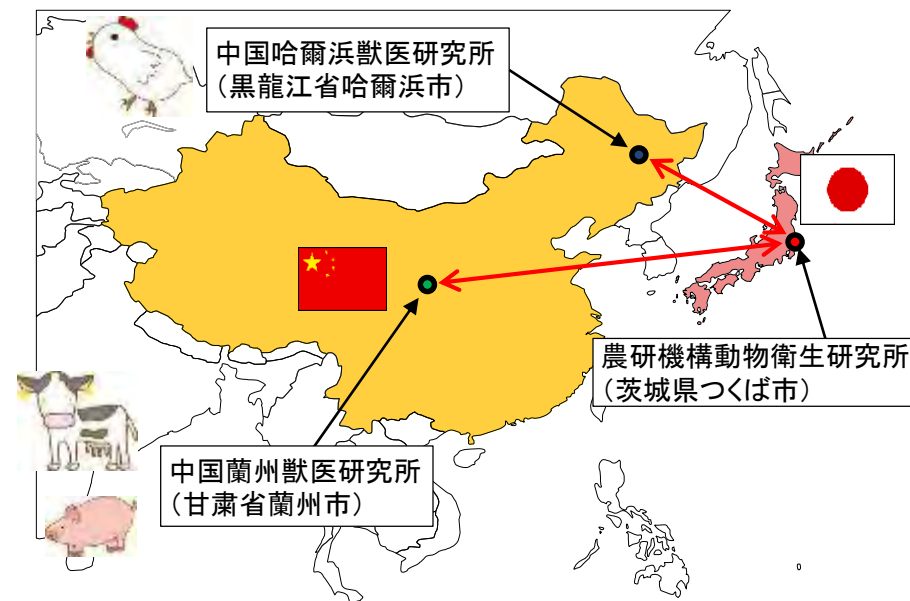


日中の研究所間における覚書の締結

○2016年3月の「日中農業担当省 事務次官級定期対話」において、越境性動物疾病への対応について、日中の農業協力関係を深めることで一致。

○これを踏まえ、

- ①口蹄疫の共同研究等に関する覚書を、
農研機構 動物衛生研究所と中国蘭州（らんしゅう）獣医研究所との間で締結。
- ②鳥インフルエンザの共同研究等に関する覚書を、農研機構 動物衛生研究所と中国哈爾濱（はるびん）獣医研究所との間で覚書を締結。



主な活動内容：共同研究、技術協力、研究者の交流 等

○なお、韓国については、2012年10月に口蹄疫、鳥インフルエンザの共同研究等を含む上記と同様の包括的な覚書を、農研機構 動物衛生研究所と韓国農林畜産検疫本部(QIA)との間で締結。

欧州諸国等との協力(1)

日本国とデンマーク王国政府との間の成長とイノベーションのための戦略的パートナーシップの設立に関する共同声明(両首脳による)(2014年3月3日)

食料及び農業

- 両首脳は、動物衛生，持続可能で効率的かつ革新的な食品，水産物，農産物の生産分野における日本・デンマークの当局間，民間企業及び研究機関間の協力の拡大の重要性を強調した。

日本国とポーランド共和国との間の共同声明（両首脳による）

「自由，成長及び連帯への戦略的パートナーシップ構築」(2015年2月27日)

Ⅱ 経済関係における協力・科学技術協力

- 両首脳はまた，日本の動物衛生研究所とポーランド獣医研究所の協力をはじめ日本とポーランドの獣医当局及び国立獣医研究機関の協力の進展を支持した。

第23回 日EU 定期首脳協議 共同プレス声明 (2015年5月29日)

23 我々は、日本、特に福島から輸出される食品及び飼料中の放射性核種に関して未だに継続している制限的措置、並びにEU域内からの豚肉、牛肉及び家禽製品のアフリカ豚コレラ、BSE及び鳥インフルエンザに関する措置を科学的に見直すよう取り組む。

日ウルグアイ首脳会談 共同声明 (2015年11月6日)

10 両首脳は、口蹄疫等の越境性動物性疾病に対する日本とウルグアイの獣医当局及び国立獣医研究機関の協力の進展を支持した。

G7新潟農業大臣会合宣言 (2016年4月24日)

- 7. 動植物疾病及び生物学的脅威との闘い
- 8. 薬剤耐性との闘い
- 9. 協力枠組の構築

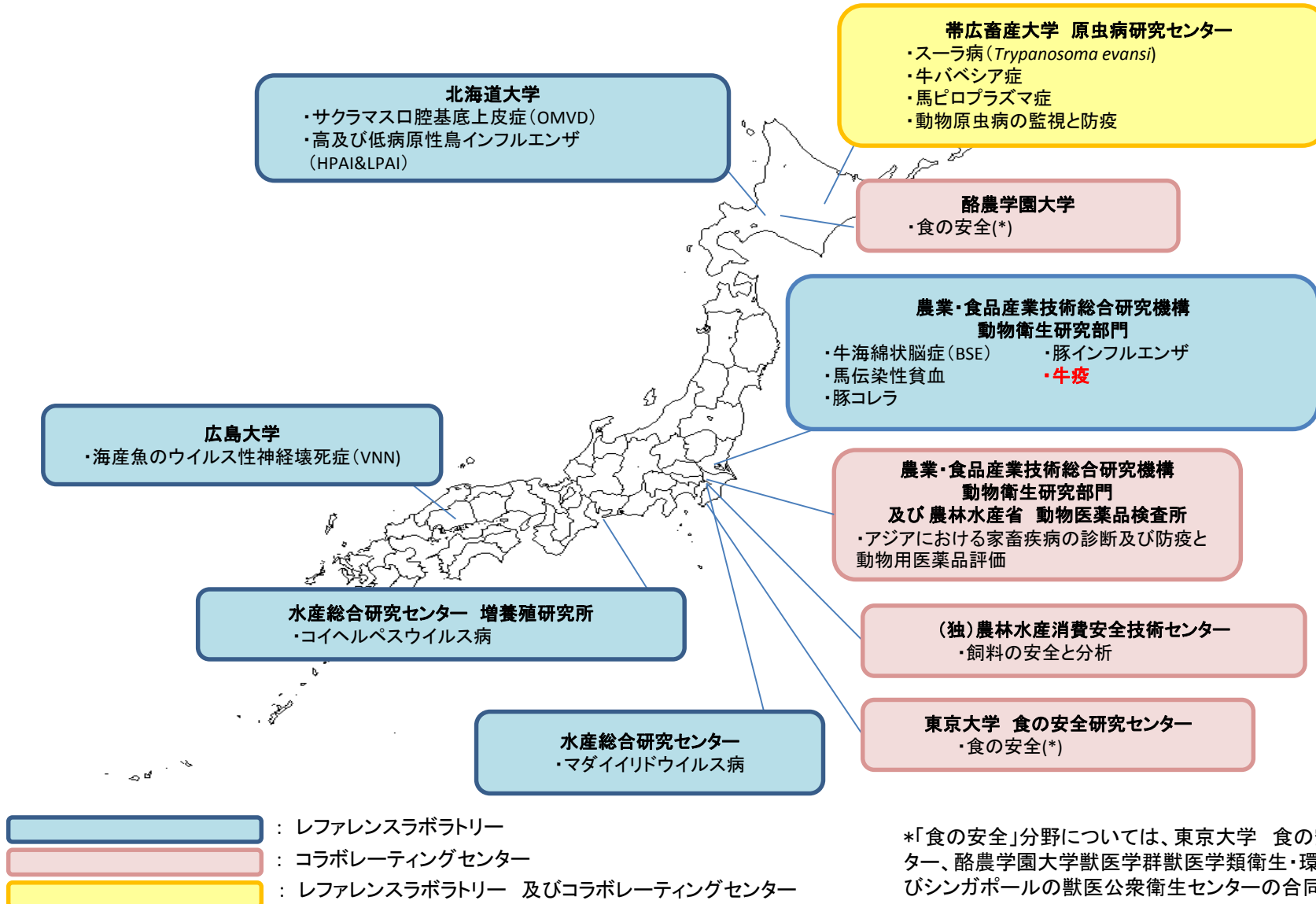
G7首脳宣言 附属文書

国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン (2016年5月27日)

- 3. 薬剤耐性との闘い

OIEレファレンスラボラトリー

【日本のレファレンスラボラトリー及びコラボレーティングセンター】



動物疾病基幹診断施設のISO17025の取得について

OIEのレファラボ(動物疾病基幹診断施設)の意義

- ✓ OIEが認定する国際的な診断助言施設
 - ⇒ OIEの基準策定・普及を通じ、各国の診断技術の標準化及び防疫体制の確立に寄与
 - ⇒ 国内における確定診断及び技術普及について先導的役割

(参考) OIEの国際基準

- ✓ 動物衛生に係る各国のSPS措置の規範
- ✓ 動物疾病の診断方法、ワクチン製造に係る規範

ISO取得に関する動き

- ✓ 診断施設のISO17025取得が国際的な流れ
- ✓ OIEのレファラボとしては、H29年までにISOを取得することが要件

【OIEリファラボのISO取得割合】(2015年4月現在)
豪州8割(10/13)、韓国6割(3/5)、中国3割(4/12)、
日本0割(0/13)

(参考) ISO17025とは？

- ✓ 診断の体制及びその精度を保証するための国際的な基準

動物疾病基幹診断施設のISO17025等外部精度管理支援事業

- ✓ 我が国の診断・検査体制への信頼性の向上のため、平成28年度より、OIEのレファラボ等が認定を受けるために必要な審査費用及び検査機器外部点検費用を支援



- 日本の検査技術への国際的な信頼を確保
- 日本からの輸出に係る検疫協議が促進

OIEの獣医組織能力評価

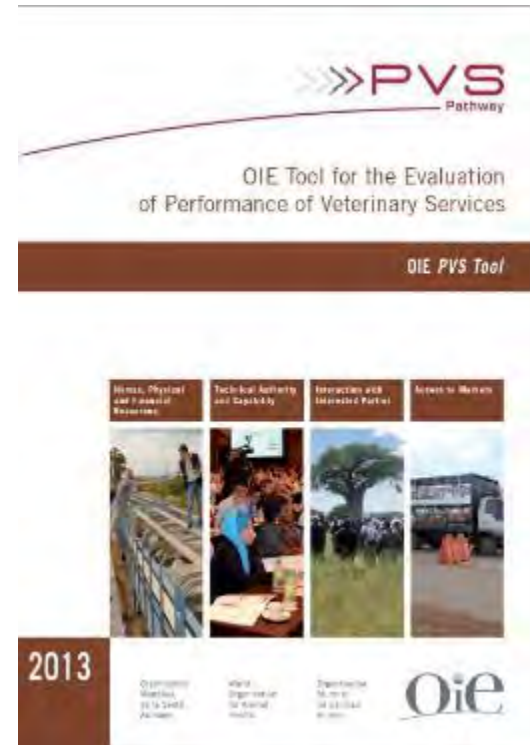
Evaluation of the Performance of Veterinary Services

- ①輸出相手国が畜産物等の輸入に伴う動物衛生リスクを分析する際に参照
- ②被評価国が自国の動物衛生体制を強化する上での優先順位付けに使用

→2006年に開始された事業であり、2014年12月現在、加盟国180のうち122カ国が評価を受けている

注) 獣医組織:

OIEの動物衛生規約(コード)に規定された動物衛生・福祉等に関する管理措置を執行する政府及び非政府組織



OIE-PVS Tool

http://www.oie.int/eng/oie/organisation/ENG_PVS%20TOOL_2009.pdf

OIEコードの第3. 2章をもとに評価ツールを作成

OIE の獣医組織能力評価の特徴

◎ 主な評価項目

- 人的・物的・財政的な資源の適切性
- 管理能力
- 法的・行政的インフラ
- 公的任務遂行上の独立性
- 疾病通報などの過去の実績...

◎ 47種類の評価項目を5段階の到達水準で評価

◎ 成果物は報告書：項目毎に、到達水準、根拠となる事実、所見、強い点、弱い点、改善に向けた助言を提示

◎ PVS評価は、一方的な査定・審査ではなく、評価・被評価当事者間の対話を通じて、何が不足しているかを共に見つけていくプロセス